

福祉国家の正統性と格差原理

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-10-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊藤, 恭彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00006796

福祉国家の正統性と格差原理

伊藤 恭彦

一 はじめに

社会的・経済的不平等は、最も恵まれない立場にある人の最大の利益となるという条件を満たさなければならない。

ジョン・ロールズ (John Rawls) が『正義論』[Rawls 1971 Rawls 1999①] において、正義の原理として、この格差原理を、平等な自由の原理と機会の公正な平等原理とならんで提示して以降、この原理をめぐってさまざまな議論が展開されてきた。種々の議論を経て、今日では、格差原理について、ほぼ統一的理解が形成されていると言ってよいであろう。通説的な理解と言えるものをいくつか紹介しよう。

ニコラス・バー (Nicholas Barr) はロールズなど「リベラルの理論は、適切に解釈され、かつ一定の事実に関する仮定に従えば、平等主義的な含意をもちうる分配の原理を含んでいる。すなわち、一定の環境の下では、所得再分配は国家の適切な機能なのである」という含意をもっているのである」[Barr 1987 p.43~4]とする。またバーは次のようにも述べている。

「福祉国家は、ジョン・ロールズの無知のヴェールの背後でリスクを回避しようとする個人によって自発的にとり結ばれる一つの保険契約と見なされうる」[Barr 1992 p.795]。

塩野谷祐一は「現代国家における再分配政策は既定の事実である。ロールズの正義の原理は、結局のところ、再分配政策の道徳哲学的基礎づけを試みたもの」であるとしている[塩野谷祐一 1984 三四五頁]。また近年、社会保障の基礎づけと制度設計について刺激的な議論を展開している広井良典は、確かにロールズ流の「無知のヴェール・プラス・社会契約」という手法が、社会保障の諸制度の機能的相違を不明瞭にする」と批判するが、ロールズが公的社会保障の正当化を意図したものである点には同意している[広井良典 1999 一七七一—一三二頁]。さらに、寺島俊穂は「格差原理の実践的意味は、雇用などにおける割当制に見られるような、不利益を被ってきた人びとの状況是正のための積極的政策的介入を正当化する基盤をも提供しているところにある」としている[寺島俊穂 1998 二三五頁]。

これらの議論は、ロールズの格差原理、ならびに原初状態から格差原理を導出する方法がもつ特質についての通説的な理解である。ロールズの議論のどこに焦点を当てるのかという点、さらにはロールズの議論の実践的な帰結を、広く国家による所得再分配政策とするのか、もう少し特定した社会保障政策あるいは雇用政策とするかといった違いが、今、紹介した議論の中にもある。しかし、ロールズの正義の理論、とりわけ格差原理が国家による何らかの福祉政策の正当化を試みたものであるとの理解では、以上の議論は共通している。つまり、ロールズの正義の理論、特にその中の格差原理(もちろん機會の公正な平等原理を伴って)は、福祉国家的政策——国家による積極的な格差是正政策——の正当化であるというわけである。こうした点で、ロールズの格差原理については、ほぼ共通の理解が内外においてできあがっているのである。

さらに、積極的な格差是正政策への含意をもつ格差原理の限界を見定め、それを乗りこえる理論的、哲学的な試みもなされている。ロナルド・ドゥウォーキン(Ronald Dworkin)の「効用の平等」(equality of welfare)と「資源の平等」(equality of resources)の対比によるリベラルな平等論の理論的深化は、そういった試みの出発点に位置づけられるもの

である〔Dworkin 1981〕。ドゥウオーキン以降、アマルティア・セン (Amartya Sen) や分析派マルクス主義 (analytical Marxism) に含まれる人々が、ロールズの格差原理を超える新しい平等論を展開している。このうち、周知のようにセンは功利主義的な「欲望」や「快楽」という主観的特性に基づく平等へのアプローチとロールズの財の保有量に基づく平等へのアプローチの両者にとってかわる「潜在能力」(capabilities)の平等という平等への魅力的なアプローチを試みている。センは次のように述べている。

基本的潜在能力に的を絞ることで、基本財に向けられたロールズの関心を無理なく拡張し、財から財が人間に対してなすことへと注意の方向を変えることができると思う。確かにロールズの基準は、財そのものに焦点を絞るにとどまっている——所得が何をもちたらずかということよりも所得に、自尊それ自体よりも「自尊の社会的基礎」に注目するといった形で——けれども、不平等の度合いを判定するのに基本財を用いる彼自身のやり方が可能になっているのは、実は潜在能力を暗に指示することによってなのである。人間がお互いにきわめて似通った存在であったならば、財そのもの的に的を絞るか絞らないかは大した問題にならなかつたろう。しかしながら、財を潜在能力に換算した結果が個人間で大幅に異なってしまうことの証拠には事欠かないし、したがって、財の平等が潜在能力の平等とかけ離れている事態では、依然として起こりうる。〔Sen 1987 p.160—1 翻訳二五四—五頁〕

人間の複数性と能力の多様性(身体障害などの種々のハンディキャップを含む)を視野に入れた、センの潜在能力の平等論はロールズの(あるいは福祉国家的)な財の移転に焦点を当てた平等化に対する適切な批判であると言つてよい。センの平等論はポスト格差原理の中で最も有力なものの一つであるし、現実の格差是正政策に対しても積極的な意義をもちうるものと言えよう。⁽¹⁾

このように格差原理の評価がほぼ定まり、かつ、それを乗りこえる知的な営みが進む中で格差原理について今さら論じる余地はあまりないようにみえる。しかし、本稿は以下の二つの関心から——言うまでもなく、きわめて限定的な関心から——ロールズの格差原理を改めて検討することを目的としている。

第一は公的福祉の倫理的根拠についての関心である。今日の先進国の政治体制は福祉国家である。一般的に言えば、福祉国家は完全雇用政策や社会保障政策などを通して、国民の福祉(well-being)を積極的に増進する国家であり、福祉の増進が国家による恩恵ではなく、国民の権利¹⁾社会権に基礎をもつものとして国民の間にコンセンサスができてきている国家である。福祉国家は歴史的に見れば、かつての家族や共同体がその機能を全面的に引き受けていた「相互扶助」労働を外化²⁾社会化し、制度化したものである。そのような意味で福祉国家は資本主義がシステムとして推し進める「労働の社会化」の中にも位置づけられるものである。相互扶助的労働の社会化であるがゆえに、福祉国家の下での福祉サービスの提供は、共同体的相互扶助がもたざるをえなかつた貧困性や恣意性といった限界を超える普遍性をもつものと考えられる。この普遍性を担保しているのが、社会権規定であり、国家の権力的な福祉プログラム形成である。後者の点に着目するならば、福祉国家の下での福祉は、相互扶助の権力的³⁾公的ネットワーク化とも言えよう。現代の福祉はこのような普遍的性格をもつたものであり、共同体的利他主義や慈善を超える進歩的特質をもつものと言えらるだろう。

しかし、このような国家による普遍的な福祉提供には絶えず一つの難問がはらまれている。それを一言で表現すれば、国家的⁴⁾公的福祉の正統性という問題である。福祉国家の正統性問題については、既に種々の角度からさまざま議論が展開されてきている。本稿では正統性問題のうち、次のような問題に限定して考察したい。つまり「なぜ私は相互扶助の公的ネットワークに参加しなければならないのか」、あるいは国家によって媒介されたものであれ「なぜ、私は他者を援助しなければならないのか」という問題である(この問いに登場する「私」とはごく平均的な市民である)。こうした問いをたてることは、福祉を再度慈善にすべきとか、その根拠を普遍的権利に求めることをやめるべきであるとかいいうことを含意していな

い。ただ「私」という個人の視点から公的福祉は受容可能なものとして正統性をもつか否か、もつとしたら、その根拠は何かと問うているだけである。つまり普遍的な権利である福祉の「私」ととつての根拠、その普遍性の「私」ととつての意義、こうした問いかけなのである。こうした問いかけは福祉国家の下で人と人との相互扶助という関係がシステムの問題に回収され、見えにくくなっているという議論とも一部重なる。

たとえば、ハーバーマス (Jürgen Habermas) はドイツの福祉国家⇨社会国家の下で「ユートピア的エネルギーの枯渇」と「新たな不透明さ」の拡大を指摘し、次のように論じている。

ユートピアの核心、すなわち他律的労働からの解放は、社会国家のプロジェクトにおいてはいうまでもなく別の形態をとつた。人間的で解放的な生活環境はもはや、労働関係の変革から、つまり他律的労働を自己活動へ転換することから直接生じるのではない。とはいえこのプロジェクトにおいても、雇用関係の改革は中心的な位置づけを与えられている。それはいまなお他者によつて規定された労働を人間化するさまざまな措置のための準拠点であるだけでなく、とりわけ賃労働の基本的リスク (事故、疾病、失職、生活保障のない老人) を緩和せねばならない補償給付のための準拠点でありつづけている。ここから、労働能力のある人はすべてそのような改善を施された補償つきの雇用体系に組み込まれなくてはならない、という結論が導かれる。∴市民は福祉国家官僚制のクライアントとして権利要求をすることによつて補償され、大衆消費財の消費者としては購買力によつて補償されている。(「ハーバーマス 1995 一〇二―一三頁」)

ハーバーマスは福祉国家 (社会国家) のプロジェクトがその構成員に大きな利益を与え、そのことが労働の人間化をもたらし一つの形態であることを承認する。しかし、経済危機の進展により、今まで利益を得てきた人々は「資産の確保に知恵を絞るようになり」、その結果、「特権のない集団や排除された集団に対する防御ブロックをかたち作る可能性がある」ので

ある。つまり、福祉国家の下では、労働社会の中にあつた労働そのものの人間化と「調和のとれた連帯」の不透明化が進んだといふのである。⁽⁴⁾

福祉国家の進展がもたらす「連帯」の喪失、あるいは人と人との直接的関係の希薄化という事態をより直截的に語っているのは、マイケル・イグナティエフ (Michael Ignatieff) である。

わたしたちが郵便局で一緒の列に並ぶとき、老人たちが年金小切手を現金化すると同時にわたしの所得のごく一部が、国家の数知れない毛細血管を通じてかれらのポケットの中に移転されるわけだ。わたしとかれらの関係がなにもか媒介されるといふ性質を有していることは、わたしたちのどちらにとつても必要不可欠のように思われる。かれらはあくまでも国家の世話になっていたのであつて、直接にわたしの世話になっていてのではない。そしてわたしたちはともにそのことを喜ばしく思っている。それでいながら、この媒介がわたしたちのあいだを壁で仕切つてどれほどお互いを引き離すことになるかを、わたしは充分に承知している。わたしたちはお互いに影響を与えあつてはいるが、お互いに対して直接の責任を負つてはいないのだ。〔イグナティエフ 1999 一五―一六頁〕

本稿は福祉国家の下での「不透明さ」や疎遠化の拡大といった事態を問題視したり、そうした事態に対して人と人が直接的に結びつく協同社会的ユートピアを描いたりすることを目指しているのではない。共同体的相互扶助機能が社会化されるならば、この事態の進展は必然である。また、イグナティエフも認めているように、相互扶助の不透明さや匿名化は望ましいことでもある。なぜならば、善意に基づくものであれ、他者への直接的援助の固定化は、援助者への従属や支配に転化する可能性があるからである。先に述べたように、本稿は公的な福祉提供を前提として、そのような相互扶助の公的ネットワークに「私」が参加する倫理的根拠を問ふことのみを目的としている。つまり、不透明さの拡大と直接的連帯の希薄化の

中で、国家によって形成された「連帯」に参加する根拠、媒介されたものであれ「私」が他者 \parallel ストレンジャーに影響を与えねばならない根拠を問題にしたいのである。公的福祉がさまざまな問題を含みながらも既存の事実である中、このような問いは些末なもののように思えるかもしれない。場合によっては、公的福祉の正統性を揺るがす危険な問いと受け止められるかもしれない。しかし、国家財政の危機、産業構造の転換、グローバルゼーションの拡大の中で、今日、福祉国家が厳しい批判と見直しを迫られている事態を考えると、本稿の関心も一定の意義があると思われる。つまり、公的福祉の正統性を個人に即して吟味することは、公的福祉の量と質についての制度改革の前提となる倫理的問題と考えられる。福祉国家は構成員の異世代間ならびに同世代間の公的相互扶助のネットワークを組織し制度化する。福祉国家の危機の下で福祉の制度のある改変がなされると、それは従来の異世代間、同世代間協同を大きく変化させることになるかもしれない。媒介されたものであれ、協同やネットワークを何らかの形でなお維持しようとするならば、ネットワークに参加する（あるいは参加を強いられる）個人 \parallel 「私」の視点からする公的福祉の受容根拠は倫理的にも、実践的にも重要な意味をもっていると思われる⁵⁾。

以上の問題に対してロールズの格差原理の検討をもつて応えるのは次の理由による。後に詳しくみるように、ロールズの格差原理は個人が選択するものであり、ある種の社会契約として構想されている。原初状態における選択問題の「解」として格差原理が必然的に決定されるかどうかについては既に多くの議論がある。本稿はそうした議論をふまえて「私」としての公的福祉の受容根拠という問題を格差原理の受容根拠に引きつけて検討しようとするものである。このような検討から「私」と公的福祉という問題に対する有益な示唆が得られるかもしれないのである⁶⁾。

ロールズの格差原理を検討する際の本稿の第二の関心は、格差原理と福祉国家の関係、より限定的に福祉国家的政策と格差原理のより直接的な関係についてである。先に紹介したように、今日、格差原理が何らかの国家的福祉政策の正当化を含意しているという共通の理解が形成されている。こうした理解がかりに正しいとしても、なお検討すべき課題があるように思われる。

今日、政治学を含む社会諸科学において、福祉国家の実証的な研究が大きく進展し、その研究蓄積は膨大である。福祉国家の実証研究の中で明らかになった点の一つは、諸福祉国家の比較研究を通じて、その質的・類型的差異である。そうした研究の中で代表的なものは、エスピン・アンデルセン (Gøsta Esping-Andersen) のものであろう。周知のように彼は先進国の福祉国家を「社会民主主義型」、「自由主義型」、「保守主義型」の三つに類型化している (Esping-Anderson 1990)。ここではこうした研究の詳細に立ち入ることは課題ではない。さしあたり、福祉国家と言っても、その財源、社会保障支出の多少、福祉の目的やその給付形態、民間保険との関連といった点で極めて多様なことである。こうしたことから、国家による福祉提供と言っても、その背後にある価値理念や規範も多様であることが予測できるだろう (ここで福祉国家の類型的差異が規範や規範哲学の差異に解消できると主張しているわけではない)。

ロールズの格差原理ならびにその正義の理論全体は、もちろん、特定のタイプの現実の福祉国家の正当化を試みたわけではない。しかし「基本的社会善」(primary social goods) という特殊なタムによつて測定される「最も不利な立場にある人々」の最大の利益となるように不平等を調整すべしという格差原理が、いかなる国家的な福祉提供の構想と結びつくのか(結びつかないのか)については、なお議論の余地があると思われる。そのためには、抽象的な格差原理の規範内容を明確にすることだけでなく、その制度構想や「秩序ある社会」の内実を検討することが求められるだろう。こうした検討をするにあたって、もう一つ念頭におかなければならないのは、ロールズの福祉国家批判である。後にみるようにロールズは近年福祉国家を批判し、その代わりに「財産所有民主制」(property-owning democracy) という構想を擁護しようとしている。この構想が格差原理といかなる関係にあるのかを検討することで、格差原理の意義がより明確になるかもしれないし、ロールズの平等主義の意味も明らかになるかもしれないのである。そうした検討を通して「私」にとつての福祉国家の意義がみえてくるかもしれない。

以下、このような二つの関心からロールズの格差原理を検討していくこととする。

(1) センについては〔川本隆史 1995〕、〔山森亮 2000①〕などを参照。特に山森亮の議論は近年の承認の政治パラダイムを福祉国家の問題と結びつける興味深い内容を含んでいる。また分析派マルクス主義については〔高増明・松井暁 1999〕が平易にその全体像を整理している。

(2) 福祉国家を相互扶助の公的ネットワーク化と捉えることはもちろん一面のである。杉田敦はフォーコーの視点から福祉国家の権力を「動物飼育術」と捉え次のように述べている。「ある特定の群れを囲い込み、群れの世話をし続けることを課題として引き受けた時に、すべての国家は『牧人Ⅱ司祭』の慈愛と冷酷とを併せ持つことになった。国家は群れに餌を与え、病んだ羊を親切に世話するが、群れ全体の運命を危険に陥れる『虞れ』がある羊を取り除くことにも、決して躊躇しえないのである」〔杉田敦 1999 七頁〕。

(3) 福祉国家の正統性問題についても多くの議論がある。代表的なものとして〔Habermas 1973〕、〔O'Connor 1973〕をあげることができる。また社会保障の正統性を「資源配分の効率性」という観点から論じた〔足立幸男 1997〕の議論も興味深い。

(4) ハーバーマスは労働社会のユートピアの枯渇、新たな不透明さの拡大に対して、ユートピアの強調点を「労働概念からコミュニケーション概念へと移動する」ことで対抗しようとする。ハーバーマスと文脈も異なるが、コミュニタリアンも福祉国家の下で進んだある種の不透明さへの対抗とも位置づけることが可能である。たとえば、サンデル〔Michael Sandel〕は次のように述べている。「自由至上主義的な自由主義者は私的経済を擁護し、平等主義的な自由主義者は福祉国家を擁護するのに対して、共同体論者は、企業経済や官僚制国家両方での権力の集中化や、ときにはより重要な公共生活を支えている中間的な形態の共同体が浸食されていることを懸念している」〔Sandel 1994 p.67〕。

(5) 日本において公的年金に対する不信が、特に若年層において拡大していると言われている。筆者が関わった調査——調査対象は限定的なものだが——でも、その点は確認されている〔協同組合総合研究所編 2000〕。

(6) 以上の観点でロールズの格差原理を検討することは、日本のロールズ研究にとって次のような意義をもちうると考えられる。欧米の政治哲学はバリー〔Brian Barry〕が言へば「ポスト・ロールズ的世界」〔a post-Rawlsian World〕〔Barry 1990〕にある

と云つてよいであろう。ロールズの議論を乗りこえる新しい理論が次々に登場している(その状況については〔有賀・伊藤・松井編 2000〕を参照)。ただこうした状況の中で注意しなければならないのは「ポスト・ロールズ的世界」の議論を日本に輸入しただけで「私たち」もロールズを超えたと考えてしまう一部の風潮である。輸入・紹介ということの知的意義は大きいですが、海外での、ある意味で特殊な議論が「私たち」の政治的思考、哲学的思考に何をもたらしたのかまで検討することで初めて海外での議論の「私たち」にとつての意味が確定できることは改めて述べるまでもないであろう。本稿はロールズの格差原理が「私たち」が公的福祉の根拠を考へることにどう貢献するのかを考察しようとするものである。「私たち」は確かに「ポスト・ロールズ的世界」にいるかもしれないが、ロールズが提起した問題は依然として「私たち」の課題のままであるかもしれない。

(7) 同時に注目しておかなければならないのは、近年、ロールズが格差原理をあまり強調していないことである。『政治的リベラリズム』[Rawls 1993]では確かに格差原理は後景に退いている。こうしたことからロールズは「格差原理を捨てた」という解釈も登場している(金子勝・井上達夫 1999)。ロールズが格差原理を放棄したか否かについては現時点ではそれほど明瞭ではない。ただ、はっきりしているのは、格差原理(より広く分配的正義の原理)を国際社会にも適用しようとするベイツやポグゲの議論 [Beitz 1979]、[Pogge 1989]、[Pogge 1994] に対しては、ロールズが難色を示していることである [Rawls 1999③]。

二 格差原理の受容根拠 ―なぜ「私」は格差原理を受け入れるのか―

(一) 格差原理正当化の構造

以下では本稿の第一の関心、すなわち、なぜ「私」は公的福祉を正当化する(「正当化する」と一般的に解釈されている)

格差原理を受け入れるのかという問題関心から、格差原理を検討していくことにする。この問題は正義の原理の正当化というより広い問題の一部である。ロールズによる正義の原理の正当化は『正義論』段階では、原初状態という仮説的状况からの正義の原理の導出を内に含む「広い内省的均衡」(wide reflective equilibrium)という方法によってなされている⁽¹⁾。『正義論』では「広い内省的均衡」が「狭い内省的均衡」との対比で、それ自体、方法的に明確にされているわけではない⁽²⁾。『正義論』では「道徳理論は条件づけられた仮定とそれが望むような一般的事実を自由に使わなければならない」[Rawls 1999① p.44 1971 p.51 三六頁]⁽³⁾という方法が採用されている。それは「正義の構想は原理に関する自明の前提や条件から演繹される」のではなく、正義の原理の「正当化は、多数の考慮すべき事柄の相互支持、つまりそれら全てを一つの整合的見解へとまとめあげる」[Rawls 1999① p.19 1971 p.21 一六頁]という方法なのである。「広い内省的均衡」という言葉こそ使っていないが、『正義論』は全体として「広い内省的均衡」が試みられている(読者の立場からすれば内省的均衡を求められる)書物であると言つてよさう。

アレン・ブキャナン(Allen Buchanan)はロールズの『正義論』には正義の原理についての三つの異なったタイプの正当化の方法が含まれているとしている。第一は「私たちの道徳的判断を正義の原理に調和させる正当化」(principle matching justification)であり、第二は「私たちの道徳的判断を原初状態の諸条件に調和させる議論」(conditions matching argument)であり、第三は正義の原理のコント的解釈に基づくものである[Buchanan 1982 p.111~120]。ブキャナンの解釈を参考に、『正義論』全体の内省的均衡の構造を整理したのが図1である。格差原理を含むロールズの正義の原理はこのような「考慮すべき事柄」の相互支持の中で正当化されるのである。

格差原理の正当化については、通常、原初状態からの導出という方法に議論が集中しがちだが、さまざまな理念や価値の相互支持の中で、その正当化がなされていることにまず注意しておく必要がある。とは言え『正義論』での格差原理正当化の主要な力点が原初状態からの導出におかれていることは間違いない。そこで以下では「私たちの道徳的判断を原初状態の

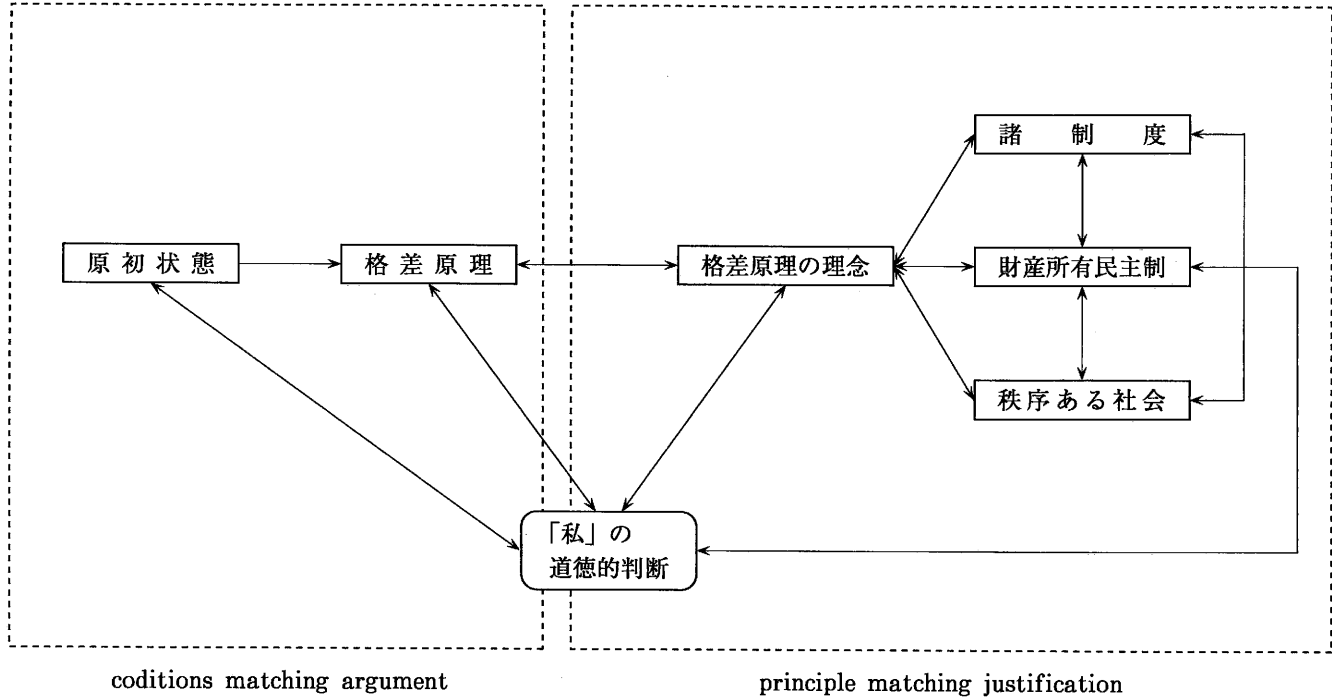


図1 「正義論」における格差原理正当化の構造

諸条件に調和させる議論」と「私たちの道徳的判断を正義の原理に調和させる正当化」とを分離し、それぞれの内容をみた上で、格差原理に対する相互支持の構造を明らかにし、それを通じて格差原理を「私」が受容する根拠を検討したい。

(二) 原初状態と格差原理

原初状態での格差原理の正当化はよくマキシミン・ルール (maximin rule) を使った選択問題の「解」として紹介されている。もちろん、『正義論』においてはロールズ自身マキシミン・ルールを用いた選択が原初状態の観点からして「問題に解決を与えるもの」(decisive) であるとして、その中心的役割を肯定しているから、マキシミン・ルールを用いた格差原理正当化を主要なものとして理解することは正しい⁴⁾。しかし、マキシミン・ルールを用いていきなりその正当化がなされているわけではない。その前に「私」に原初状態の当事者の視点を採用させ、熟慮させる過程がおかれている。その部分をやや長文となるが引用しておこう。

原初状態にいる任意の一人の視点を考えてみよう。彼にとって自ら自身のために特別の利得を得る方法はない。他方で、特別の不利益を黙って受け入れる根拠もない。彼にとつて社会的基本善の分割において平等な取り分以上のものを期待することは理にかなったことではないし、それ以下のものに合意することも合理的ではないから、第一歩として、平等な分配を要求する正義の原理を承認することは賢明である。実際、当事者の形式上の対称性が与えられれば、この原理は非常に明白であるから、直ちに各人の心に浮かぶであろう。それゆえに、当事者は全員の平等な基本的諸自由を保障する原理から出発し、同時に機会の公正な平等ならびに所得と富の平等な分割を要求する原理から出発する。／＼しかし、基本的諸自由の優先性と機会の公正な平等に対して確固たる信念をもっている場合でさえ、この初期的な承認が最終的であるべき

だとする理由は存在しない。社会は経済的効率性ならびに組織と技術の要請とを考慮に入れるべきである。もし所得と富における不平等が存在し、さらに、権限と責任の程度における差が存在し、それらが平等という基準点と比較して全員をより良い状態にするように作用するなら、なぜそのような不平等と格差を許容しないのだろうか。理想的に言えば、各個人はお互いに助け合いたいと思っていると考えられるかもしれない。しかし、当事者は相互に無関心であると仮定されているから、彼らが経済的不平等と制度上の不平等とを受け入れるのは、正義の環境の下で人々が敵対的な関係におかれているのを認める場合だけである。彼らはお互いの動機について不平を言う根拠をもっていない。それゆえ、他者がより良い状況にあることを公然と知ったり気がついたりすることで意気消沈しない場合にのみ、当事者たちはこうした格差に同意するのである。つまり、彼らはあたかも羨望によつて動かされないかのように決定をすると私は想定しているのである。このようにして、もしこれらの不平等が平等な自由と公正な機会と両立しているならば、基本構造はこうした不平等が最も不利な人々の状況を含む全ての人々の状況を改善する限り、これらの不平等を許容すべきなのである。当事者は全ての社会的基本善の平等な分割から出発するから、最も利益を得ていない人が、いわば拒否権をもっているのである。このようにして、私たちは格差原理に到達する。比較の基礎として平等を採用することで、平等以上のものを獲得した人々は、最小のものしか得ることができなかった人々に対して正当化可能な条件でより多くを得なければならぬのである。⁽⁵⁾

[Rawls 1999① p.130~1 1971 p.150~1 一一五~六頁]

無知のヴェールに覆われた原初状態の当事者は以上のような熟慮の結果、格差原理を含む正義の二原理に到達するとロールズは考えている。合理的個人である当事者は、無知のヴェールの下では自らについての個人的な情報を奪われている。それゆえに、平等な分配を主張することが合理的である。この完全な平等状態があらゆる不平等な状態を比較検討するための基準点となるのである。この点を単純な数値を使って示したのが表1である。表1は基準点II完全な平等状態から逸脱した

不平等な状態を例示している。C1は個人Cの状況を悪化させているがゆえに、当事者は自らが個人Cになる可能性 \parallel リスクを考慮してC1を拒絶する。C2はなるほど個人Aと個人Bの状況を改善しているが、当事者は個人Cの観点から、これも拒絶する。C3のみが個人Cの状況を改善しているから、受容されるのである。このように格差原理は完全な平等状態から逸脱する場合、許されるのは最も恵まれない人(個人C)を含む全員の状態を改善するのみであることを命じているのである。

さて、このような熟慮を経て、原初状態の当事者に受容される(とロールズが考えている)格差原理は、その受容根拠と原理の意味においていくつかの特徴をもっている。

まず格差原理の受容根拠からみてみよう。合理的個人である原初状態の当事者が格差原理に合意し、それを受容する根拠は個人的利得の多少のみである。基準点である完全な平等状態とそこから逸脱した不平等な状態とを比較し、自己の取り分が多くなる場合にのみ、そのような不平等を受け入れる、つまりは格差原理を受容するのである。このことは二つのことを意味している。

第一に原初状態の当事者は、他者が自分より多くを得ていることによって、その熟慮を乱されないとすることである。先の表1で、C1とC2を拒絶する理由は、他者が自分より多くを得ている点ではなく、あくまでも基準点と比較して、自己の取り分が増えていない点にある。つまり、当事者は羨望によつては動かされないと言うわけである。

第二は逆により少なくしか獲得していない他者に対しても、憐れみの情や慈善の感覚をもたないのである。当事者は相互に無関心なのである。つまり、当事者は「道徳的絆に束縛されない」[Rawls 1999① p.111 1971 p.128 一〇〇頁]し、「生まれながらにそなわっている情操の広い

	基準点(平等)	C 1	C 2	C 3
個人 A	1. 0	1. 5	3. 0	4. 0
個人 B	1. 0	1. 0	2. 0	3. 0
個人 C	1. 0	0. 5	1. 0	2. 0

表1 原初状態における利得

「Rawls 1999① p.111~2 1971 p.129 101頁」ももつていなのである。原初状態は広く共有されている「弱い前提条件」から構成されねばならず、したがって、当事者が利他主義的に振る舞うという強い前提条件が排除されているのである。当事者はいわば「所有的個人主義」(possessive individualism)者として、自己の取り分のみを冷静かつ合理的に熟慮しているだけである。原初状態の当事者Ⅱ所有的個人主義の推論の合理性をより明白に示したのが、周知のマキシミム・ルールによる選択解としての正義の二原理の採択であるといつてよいであろう。

ロールズはこのように格差原理の受容根拠を徹底して個人主義的な観点で、つまり合理的な利己主義あるいは所有的個人主義の観点で説明しようとする。しかし、原初状態においては、相互に無関心な合理的個人が、にもかかわらず、ある種の他者感覚をもつとロールズは主張する。

相互無関心と無知のヴェールが結びつくことによつて、慈善(benevolence)と同じ目的がはるかに大きく達せられる。というのは、この二つの条件が結びつくと、原初状態にある各人は他者の善を考慮に入れざるをえなくなるからである。

[Rawls 1999① p.128 1971 p.148 一四頁]

原初状態の当事者は相互に無関心で自己の利得の最大化を追求しているが、無知のヴェールによつて原初状態の外の現実世界で自己がいかなる人間なのかわからないのである。表1で言えば自分は個人Aなのか、個人Bなのか、それとも個人Cなのかわからないのである。つまり、当事者は個人Aから個人Cまでのさまざまな他者の利益を考慮せざるをえなくなるのである。⁽⁶⁾とりわけ、自分が個人Cになるリスクを考慮し、個人Cの状況が改善されない不平等に対して拒否権を発動するのである。こうしたプロセスをロールズは「他者の善を考慮すること」と呼んでいるのである。格差原理受容の根拠を「保険の理論」と解釈することは、こうした意味で正しい解釈と言えよう。⁽⁷⁾強い利他主義を前提にせず、あくまでも自己利益を

追求するごく普通の個人の観点から、最も恵まれない人々に配慮することを根拠づけるロールズの議論は、非常に巧みなものであると言つてよいであろう。かりに格差原理が通説的に理解されているように、ある種の福祉国家的な政策の正当化であるとしてみるならば、原初状態の当事者の熟慮と格差原理受容は、福祉国家を個人主義的な観点から正当化するものだろう。

しかし、ここで言われている「他者の善を考慮する」という場合の他者は、通常の他者とは異なるものである。つまり「私」とは全く別個独立の生を歩む他者ではないのである。いわば「他者としての私」のみが考慮されているにすぎないのである。「私」は現実には個人Aなのか個人Bなのか個人Cなのかわからないから、それぞれの個人の善を考慮せざるをえないのである。こうした「他者感覚」を「慈善」と呼べるかどうかは別としても、原初状態の当事者の「他者感覚」は一方で最も恵まれない人の状況を自己利益の延長線上で考えるという「保険の理論」という強みをもちつつも、そこで合意された不平等になお無知のヴェールが除去されても従いうるのかという弱さ、つまり、他者に対する強い倫理的コミットメントを伴った感覚を形成しえないというある種の弱さも持ち合わせているのである。⁽⁸⁾

次に原初状態で合意される格差原理の意味内容についてみてみよう。ここで言われている格差原理は「不平等は最も恵まれない人を含む全員の状況を改善すべき」ということを要請しているだけである。つまり、不平等の内実のみならず恵まれない人の状況がいかにして改善されるのかについての特定の政策的含意はないのである。さらに『正義論』で提示された原初状態の記述を厳密に採用すれば、完全な不平等状態から全員の状況を改善する不平等状態への移行（完全平等からの逸脱）を推論できる根拠も実は存在しないのである。無知のヴェールによつてシャットアウトされる情報には、個人についての特定情報のみならず、自ら自身の社会の経済的、政治的状況や文明と文化の達成度についての情報も含まれている。したがつて、ロールズが平等という基準点からの逸脱の根拠としている「経済的効率性ならびに組織と技術の要請」というものを、原初状態の当事者はそもそも思い浮かべることすらできないかもしれない。さらに文明や文化の程度を知らないから、完全

な平等状態ならびにそこから逸脱した不平等な状態において、十分に生きていくことが可能な基礎的ニーズが充足されているかどうかも推論できないのである。「無知のヴェールのために見込みに関する知識が全て排除されている。当事者たちはどのような性質の社会になりそうであるか、あるいは、そこでどんな位置に属しそうかを決める基礎をもたない」[Rawls 1999① p.134 1971 p.155 一一八頁]のである。

しかし、この問題はそんなに厄介ではない。原初状態の当事者に許されている情報、つまり、原初状態が正義の環境(資源の穏やかな希少性)にあることと人間社会に関する一般的な事実(政治現象や経済理論の諸原理、社会組織の基礎や人間の心理の諸法則)の中に、こうした情報をも含めてしまえばいいからである。資源の穏やかな希少性の下では、各人の基礎的ニーズが完全な平等状態においても充足されることを当事者知っている。さらに、人間の社会はある種の不平等が存在した方が、効率的であるし、より高い生産性を発揮できるというような経済理論の諸法則を当事者は知っている。このように当事者の情報を想定すれば問題は解決される。原初状態は「私」がいつでも参入できる場(現時点参入)であるとするとするならば、個人に関する特定情報以外の情報のシャットアウトを緩めることは可能なのである。このように原初状態で許される情報をおもな程度緩めることで、完全な平等状態から全員を改善しうる不平等状態への移行をとにかくも推論することは可能である。ただし、こうした情報に基づく推論を許容することは別の問題を発生させる。先に見たように、原初状態の当事者は自己利得のみに従ってさまざまな不平等状態を判断する。そしてリスクを回避する「保険の理論」に従って自分の状況を改善する不平等に合意する。しかし、社会についての一般的知識を大幅に許容すると、そのようなリスク回避が、社会契約となる根拠が弱くなってしまう可能性がある。恵まれない人の状況改善が可能となる不平等の調整が、公的福祉ではなく、私的な保険であつてもよくなるのである。当事者は最終的には最も恵まれない個人Cの立場から判断をするが、同様に個人Aや個人Bの立場からも推論をするはずである。現実の社会において自分がどのような個人になるかについての確率的基礎をもたないとロールズは言う。しかし、個人Aや個人Bの立場からは、自分が恵まれない状態に陥った時に、確実に見返り

がある私的保険を嗜好する可能性もある。個人Cになりうるという推論はなるほど自由の保障や機会の公正な平等の確保という点では確固とした根拠になりうる。しかし、かりに格差原理がコントロールしているのが社会的基本善の中の富と所得だけであるならば、格差原理も社会契約として締結される根拠は相当弱くならざるをえない。

完全な平等状態からの逸脱は最も恵まれない人を含む全員の状態を改善すべきという、この段階で示される格差原理の意味内容は、必ずしも公的福祉ネットワークへの「私」の参入を一義的に決めるような原理ではない。いわんや所得再分配を意味している原理でもないのである。原初状態で合意される格差原理の意味内容は、特定の政策的含意をもたない曖昧としたものである。しかし、この曖昧さもまたロールズの強みである。つまり、格差原理はさまざま社会的リスク回避政策に根拠を与えることが可能となるからである。

以上みてきたように原初状態で合意される格差原理は、その受容根拠が徹底した個人主義である点とその規範内容が曖昧である点に特徴がある。この特徴はごく普通の「私」に受容可能なものであり、かつさまざまな社会政策に対して開かれている点で強力な議論と言えよう。他方で、この特徴は原初状態の外の現実世界で他者に対する道徳的配慮をしなければならぬ根拠（イグナティエフ流に言えば見ず知らずの人間のニーズに応えること）を形成せず、その結果、リスク回避を私的処理ではなく公的問題として締結させる根拠を強力に与えない点で、別の議論によって補強される必要があるものである。現実世界にいる「私」が格差原理に同意する倫理的理由を与える補強が「私たちの道徳的判断を正義の原理に調和させる正当化」である。

(三) 内省的均衡の中での格差原理

以上、みてきたように原初状態における格差原理受容は、徹底した個人主義に基づくものである。個人主義的ではあるが

無知のヴェールによつて他者の善が結果的に考慮されるだけである。しかし、先に述べたようにこの他者は、「他者としての私」あるいは「もしかしたら自分がそういう境遇になるかもしれない他者」であるにすぎない。現実の「私」が街中で出会うストレンジャーとしての他者とも、今、この瞬間に飢えや病に苛められている他者とも、必ずしも同じではない。だとすると、格差原理という個人の私的な保険を超える原理になぜ個人は同意するのか、なぜ、全員を拘束する社会契約に全員が参入するのか、その根拠はある種の弱さを含んでいることになる。この点は既にロバート・ノジック (Robert Nozick) によつて指摘されている。ノジックは次のように述べる。

原初状態にいる人々が正義原理群の重大な選択にあつて、もしミニマックス政策に従うなら、彼はこの格差原理を選ぶだろう、とロールズは論じる。ロールズが描く状態におかれた人々が実際にミニマックスを採り、そしてロールズの言う特定の原理群を選択する気になるかどうかは、ここでの我々の問題ではない。それでも、原初状態の人々はなぜ、個人よりもグループに焦点をあてる原理を選ぶかは、疑問にせざるをえない。ミニマックス原則を適用するなら原初状態の人々は、底辺にいる個人の地位を最高にすることに賛成するのではなからうか。この原則では、様々な社会制度の評価という問題が、最も不幸な神経衰弱者の生活状態という論点に還元されてしまうのは明らかである。焦点をグループ(または代表的個人)に移すことによつてこれを避けるのは、アドホックに見えるし、個人の立場に立つ人々にとつてはその動機が不適切である。また、どのグループを考慮に入れるのが適切かも不明確である。つまり、なぜ精神衰弱者とかアルコール中毒者のグループや対麻痺患者の代表は除外されるのだろうか。[Nozick 1974 p.190 翻訳三一七―一八頁]

ノジックはこのように原初状態の当事者が個人ではなくグループに焦点をあてた格差原理に合意する根拠がないと指摘しているのである。原初状態の当事者の動機を個人主義的なものとするならば、こうしたノジックの指摘はとりあえずは的

を得たものと言えよう。

格差原理が単に個人主義的なりスク回避¹¹保険原理ではなく、社会全体の基本構造を規制し、したがって、全員の利得を公的に規制する原理にまでしようとするならば、原初状態における個人主義的観点とは異なる議論が別途必要である。ロールズはそこで格差原理の理念をストレートの語り、それと「私」の道徳的判断との適合／不適合を検討することを求めるのである。

『正義論』のさまざまな箇所に見られる格差原理の理念と原初状態における選択との関係がいかなるものかについて、ロールズは『正義論』では明示的に語っていない。『正義論』以前の論文で初めて格差原理を組織的に論じた論文「分配的正義—若干の補足」[Rawls 1968 Rawls 1999^②]において両者の関係が簡単に述べられている。ロールズはそこで格差原理のいくつかの理念—以下で紹介する—を論じた後に次のように述べている。

以上述べたことの主旨をここで十分に説明することはできないのであるが、その主旨とは、格差原理を支持する先の議論が、一方でそれ自身の原理に基づいているかもしれないとはいえ、契約当事者達により原初状態で相互に提示され合うものと考えることができるということであり、その場合、先の諸議論には説得力が加わるのである。

[Rawls 1968 p. 70~1 Rawls 1999^② p. 174 翻訳一九二頁]

格差原理の理念を原初状態の当事者が相互に契約の場で提示しあうとロールズは述べているが、後にみるようにこうした議論はやや無理がある。原初状態の当事者は繰り返し述べたように自己の利得（他者としての私）の利得も含む）のみを考えている合理的な個人であり、自己利得に関すること以上の根拠を提示できる必然性はないからである。したがって、『正義論』で見られる格差原理の理念は原初状態の議論とはレヴェルを異にする議論、つまり現実の「私」の道徳的判断

に直接的に訴えかける議論と考えた方がいいであろう。その意味でブキャナンの言う「私たちの道徳的判断を正義の原理に調和させる正当化」として格差原理の理念提示を解釈した方が妥当であろう。

ロールズは格差原理の理念についておおよそ三点述べている。第一は「共通資産」論、第二は友愛の原理、第三は互恵性に基づく相互有利化の原理である。

まず「共通資産」論をみてみよう。ロールズは次のように述べている。

格差原理は、実際には生まれながらの才能の分配をある点で共通の資産とみなし、この分配をお互いに補足し合うことによつて可能となるより大きな社会的、経済的利益を分け合うことに同意することを表している。生まれながら恵まれた立場におかれた人々は誰であれ敗れ去った人々の状況を改善するという条件に基づいてのみ、彼らの幸運から利得を得ることが許される。生まれつき有利な立場にある人々は単に彼らがより多くの恵みを得たからといって利得をうるべきではなく、訓練と教育のための費用を償い、不運な人々も同様に助けるように彼らの資質を使う方向で、利得を得るべきなのである。誰一人としてより大きな生まれながらの力量を受けるに値するわけではないし、社会におけるより恵まれた出発点の位置に値するわけでない。[Rawls 1999① p.87 1971 p.101 七七頁]

ロールズは各人の能力や才能の分配は「運」の問題だとし、そうした「運」によつて個人の利得が決定されることは、道徳的観点からすれば恣意的であると考えている。もちろん、能力や才能の分配は「自然の事実」であるから、それ自体を矯正したりすることはできない。そこでさまざまな才能や能力をもつ人が織りなす協同によつて生み出された成果の分配を補正することで、「運の恣意性」に対抗しようと言うのである。そうした分配の補正の根拠が才能の「共通資産」論である。この議論はいくつかの特徴がある。

まず第一はこのようなロールズの主張の正当性についてである。各人の才能を「共通の資産」と見なす考え方はある意味で極めて特異な考え方である。ロールズはこのような特異な主張の正当性や妥当性について全く議論を展開していない。つまり、「共通資産」論の基礎づけはなされていないのである。その意味でこれは「直覚的主張」なのである。格差原理の受容は適否はあくまでも原初状態にある当事者の観点からなされるが、もし、その観点から格差原理を受容したならば、結果的に「共通資産」論にも同意することになると、ロールズは言っているだけである。逆に「私」は「共通資産」論を拒絶することはできる。しかし、その場合、再度、原初状態の観点から格差原理の受容の適否を熟慮することになる。そして、原初状態の観点から再度、格差原理が受容されればそれで格差原理は正当化されるのである。また「私」は熟慮の結果、「共通資産」論に同意するかもしれない。その場合には、格差原理はより強い根拠を獲得することになるのである。以下、示される格差原理の第二、第三の理念についての議論も、同じような形で格差原理の根拠を補強するのである。

第二は「共通資産」論の内容についてである。「共通資産」論は「真価」(desert)に基づく分配を明確に拒絶している。ロールズは別の箇所でも次のようにも述べている。

私たちは社会における初期の出発点となる位置を占めるに値しないように、生まれつきの資質の分配における自らの位置を占めるに値しないのである。私たちの能力を陶冶するための努力を可能にする優れた性格を私たちがうけるに値するということもまた疑わしい。というのは、そのような性格は大部分私たちが何の功績も主張することができない幼年期における幸運な家族と社会的諸環境に依存しているからである。真価という概念 (the notion of desert) はこういったケースには適用されない。[Rawls 1999① p.89 1971 p.104 七九頁]

「真価」という概念を拒絶した議論は正義論としては極めて特異である。「正義とは人々が値するものを獲得するという

問題であるという考えは、歴史的な言葉使用ではおそらく最も共通した強力な正義についての構想である。実際に正義と真価の間の関係はしばしばまさに正義の概念それ自体の一部として引き合いに出されてきたのである」〔Campbell 1988 p.150〕。「各人に彼のものを」という形式的正義の概念―それ自体多様に解釈されるが―が、ともかくも人の何らかの真価に応じた分配を命じているとするならば、ロールズによる「真価」の拒否は明らかに伝統的な正義論からの逸脱と言える。ロールズが「真価」を拒否する理由は、その独特の人間観にある。つまり、ある人(あるいは「私」)が、ある家庭に生まれついたりか、生まれながらにある才能をもっている(あるいはもっていない)ということは、各人の主体的な努力の産物ではないがゆえに、「偶然」であり、したがって、道徳的観点からすれば恣意的であるという人間観にある。⁽¹⁰⁾

「共通資産」論に基づく「真価」の否定は、ロールズの原初状態の仮定のみならず彼の出発点である功利主義批判と調和していかないという批判が可能である。ノジックは各人の才能を「共通資産」とみなすことは、ロールズが功利主義批判の中ですくい出した「別個独立の人格」の尊重や「個人間の相違を真剣に考える」という考えに矛盾すると批判している。⁽¹¹⁾また、原初状態の当事者、つまり、自己利益のみを合理的に追求する人間という個人主義的な人間観と「共通資産」論は矛盾しているとも言えよう。ただ、このような矛盾は格差原理への支持を形成する上で必ずしも致命的な問題ではない。先に述べたように、格差原理がさまざまな理念や思考実験によって現実の「私」によって支持されればよいからである。ただ、「各人の才能は社会の共通資産である」とまで言ってしまうと、原初状態の想定と大きな開きが生じるが、「真価」の否定という点では原初状態の想定とロールズ流の人間観との間にそんなに大きな開きはないと言つてよい。つまり、無知のヴェールは人間のあらゆる偶然的要素を剥奪する効果をもっているから、原初状態の当事者は道徳的観点からみて恣意的な偶然性を排除された人格ということになるからである。

格差原理の第二の理念、友愛の原理についてみてみよう。ロールズはその点について次のように述べている。

友愛というのは様々な公共的集會や服従とか卑屈な態度のないところに現れる社会的尊重の一定の平等を表すと考えられる。疑いもなく、市民的友情や社会的連帯という感覚と同様、友愛はこうした事柄も含意してはいるが、確定した要求を何ら表現していないと理解される。私たちはやはり基底となる觀念に一致する正義の原理を見いださなければならぬ。だが、格差原理は友愛の自然な意味に対応するように思える。すなわち、暮らし向きをよくない他の人々の利益にならないとすれば、より大きな利得をもちたいとは思わないという觀念に対応すると思われる。[Rawls 1999① p.90 1971 p.105 八〇頁]

原初状態の当事者は自己の利得のみを追求すると仮定されており、それを超える「お互いへの道徳的絆」には束縛されていない。しかし、いったん格差原理を「私」が受容するならば、それはお互いの友愛の絆を表現するとロールズは考えている。ロールズは友愛論を展開するに際して、ペリー (Ralph B. Perry) に参照を求めている。ペリーの友愛は差異の中での相互尊重をその本質としたもので、ロールズの議論と親和的である [Perry 1944]。さらにロールズは格差原理が実現する友愛は家族共同体のあり方とも類似しているとまで述べるのである。こうした格差原理の表現は、先の「共通資産」論と同様に原初状態の熟慮の過程では想定されないものであり、ただ、現実の「私」が格差原理を受容するならば、このような理念をも受容することになることを意味しているだけである。

第三は格差原理が互恵性 (reciprocity) という構想を示していることである。それは格差原理が相互有利化の原理であるという理念の中に示されている。ロールズは人間社会を「構成員相互の有利化のための協同事業」と捉え、そこでは一人でも何かをするよりは多くの利得を生み出すという点での利害の一致があるが、産み出された利得の分配をめぐる争いが生じると考えられている。しかし、いったん格差原理が受け入れられるならば、分配上の争いは調停され、相互有利化のための協同事業という社会が実現するのである。この点を象徴的に示しているのが、恵まれた人の状況改善が恵まれない人の状況改

善に貢献している事態を示した寄与曲線(図2)である。「社会は、暮らし向きにより良い人々の限界的寄与が負である状況を避けるように努めるべき」[Rawls 1990① p.68 1971 p.79 六一頁]なのである。⁽¹²⁾なぜならば、恵まれた状況にある人々の寄与が負になると階級間の格差が拡大し、それによって民主的平等と相互有利化が崩されるからである。

以上三点が格差原理の理念である。⁽¹³⁾こうした理念の表明は原初状態における格差原理の受容、すなわち、個人主義的な保険の論理とは質的にことなるばかりか、前述のように、それとは矛盾する内容も含まれている。要は格差原理がさまざまな熟慮によって現実の「私」によって支持されればいいわけだから、このような相互の矛盾はロールズの内省的均衡の内部では実はあまり問題ではない。かりに格差原理に公的福祉提供正当化の意図があるならば、このような理念表明は、それを強力に補強することになる。無知のヴェールに覆われた原初状態では確かに不確実性の中、自己に保険をかける意味で当事者たる「私」は格差原理に同意するかもしれない。しかし、思考実験のみで絶えず格差原理的な政策に合意が調達できるわけではない。現実の「私」は自分についての現在と将来に関する多様な情報をもっている。さらには、「私」

the expectation of
the least advantaged

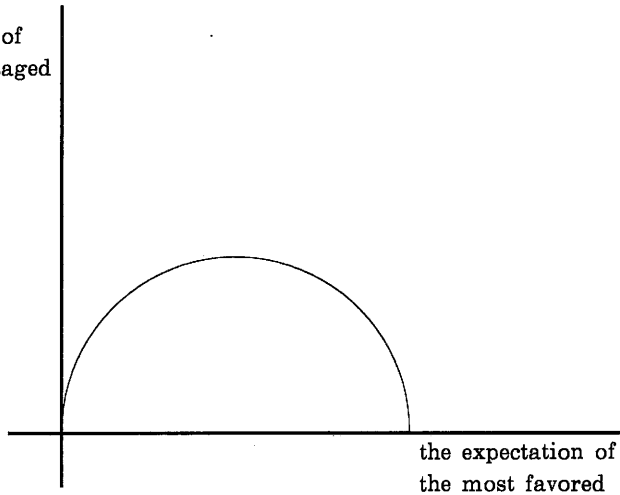


図2 寄与曲線

はさまざまな利害関係の中におかれ、他者に対して羨望を含む複雑な感覚をもっている。その「私」が現実の公的福祉のネットワークに参入し、そこにとどまり続けるためには、保険の論理だけではその根柢が弱い。つまり、現実の「私」と現実の他者との間に何らかの道徳的な絆 \parallel 連帯を想定した方が、公的な福祉を正当化するには強力な議論になりうる。ロールズの格差原理正当化の中心点はいくまでも個人主義的なリスク回避だが、それを社会的な連帯の論理によって補強しようとしているのである。格差原理についての理念を「私」の道徳的判断と突き合わせることで、個人主義者である「私」が公的福祉から撤退することを防ぐ倫理的根柢を形成することが可能になるかもしれないのである。

(四) 補論—正義にかなう善き社会像

先に見たようにロールズは社会を「構成員相互の有利化のための協同事業」と捉えている。後に見るように、ロールズの正義の原理が充たされている社会は政治制度として立憲民主制をとり、経済的には市場を公共分門がコントロールするといふものである。その限りでロールズが描く社会は先進資本主義国の福祉国家体制と大差はない。しかし、ロールズは『正義論』のいくつかの箇所、自らの正義の原理が充たされている社会のイメージを断片的に語っている。こうしたイメージは特に格差原理の延長線上で捉えると、ある種の協同社会イメージとなる。そのあたりを簡単に整理しておこう。まず、ロールズの社会イメージをいくつか引用しておこう。

正義にかなう善き社会が高い物質的生活水準を伴うにちがいないと信じるのは誤りである。人々が欲するのは他者との自由な連合体における意味ある労働であり、これらの連合体が正義にかなう基本構造の枠内でのお互いの関係を規制する。このような事態を達成するためには富が大きいことを必要としない。事実、ある点を超えれば、大きな富は積極的な妨害、

あるいは欲望へのめり込みと空虚さへの誘惑につながるにしても、せいぜい意味のない混乱をもたらすように見える。[Rawls 1999① p.257～8 1971 p.290 二二五頁]

善の構想の多様性は、それ自体善なのである。すなわち、秩序ある社会の構成員たちが相互に異なった計画を欲することは合理的であるということである。その理由は明瞭である。人間はさまざまな才能や能力をもっているが、その全部はどんな個人、あるいは複数の個人からなる集団によっても実現しえないからである。したがって私たちの発達した傾向性の補完的性質から利益を得るだけでなく、また、私たちはお互いの活動に喜びを感じるのである。[Rawls 1999① p.393～4 1971 p.448 三五〇頁]

私たちは他者が私たちが良くなることを望んでいるのを認めるから、次に私たちも彼らの福祉に気をかける。かくて、私たちは自分の善が人々や制度によつて影響されることをどう考えるかに従つて、それらに対する愛着心を習得する。基本的な考えは互恵性、つまり、同じやり方で返す傾向性である。さて、この傾向性は深い心理的事実である。それが無いというのであれば、私たちの性質は全く違っているであろうし、実りのある社会的協同は不可能とは言わないまでも弱々しくなつてしまつてであらう。[Rawls 1999① p.433 1971 p.494～5 三八六頁]

正と正義の原理を受け入れることは市民の友情の絆を鍛え上げ、そして存続する不均衡の中に相互の礼讓の基礎を確立する。[Rawls 1999① p.454 1971 p.518 四〇六頁]

カント的解釈によれば正義にかなう制度を支持するすべての人の行動は各人の善のためになる、と行うことができる。人

間は自らの本性を自由かつ平等な道徳的人格として表現したいという願望をもっており、彼らは自らが原初状態において承認する諸原理に基づいて行動する時、それを最も適切に行うのである。すべての人がこれらの原理に従う努力をし、各人が首尾よくそれを行う時、個人的にも集団的にも道徳的人格として彼らの本性はもつとも完全に実現され、それとともに彼らの個人的善と集団的善も実現される。〔Rawls 1999① p.462~3 1971 p.528 四一三頁〕

秩序ある社会は最も一般的な意味における分業を排除しない、ということを私は指摘しなければならない。確かに分業のもつとも悪い面を克服することは可能である。誰も奴隷のように他の人々に従属する必要はないし、人間の思考や感受性を鈍らせている単調で機械的な職業を無理に選択する必要もない。各人は自己の本性を構成するさまざまな要素が適切な表現を見いだすように種々の課題を与えられうる。だが、労働がすべての人にとって意味あるときでさえ、私たちは他の人々に対する私たちの依存を克服することはできないし、そう願うべきでもない。完全に正義にかなう社会では人々は自分たち獨特のやり方で善を得ようと努める。そして彼らは自分たちがなしえなかつたこと、ならびに実際にはしなかつたが、もしかしたらしたかもしれないことをするために仲間頼る。誰もが完全に自己の力を実現するかもしれないし、また少なくとも人間性の完全な模範となりうる人がいると想定したい気もする。だが、それは不可能である。私たちが独力でなれるものは、私たちがなれるものの一部でしかないことは人間の社会的特徴である。私たちは考慮にいれなかつたり、まったく欠けていたりするに相違ない卓越性を達成するために、他の人々に頼らなければならぬ。社会の集団的な活動、すなわち多くの連合体とその連合体を規制するもつとも大きな共同体の公共的生は、私たちの努力を支え、そして私たちの貢献を引き出すのである。だが、共通の文化から得られる善は、私たちが単なる断片ではなくなるといふ意味で、私たちの労働をはるかに超えるものである。私たちが直接実現するような私たちが自身の一部は私たちが肯定する目標をもつた、いっそう広く正義にかなう取り決めに結びつけられる。分業は各人が一人一人完全なものとなることによってではなく、

すべての人が自由に参加し、また参加したいという心をもった、さまざまな社会連合から構成される正義にかなう社会連合の中での自発的で意味ある労働によって克服されるのである。[Rawls 1999① p.463~4 1971 p.529 四一四~五頁]

以上の引用は『正義論』のさまざまな箇所が登場したものである。したがって、語られている文脈は微妙に違う。ただ、ほとんどは正義の原理が充たされている社会⇨秩序ある社会のイメージを語り、そこにおいては各人の正義と善の構想とが一致することを示し、秩序ある社会が安定した社会であることを論証しようとした部分で述べられたものである(『正義論』第三部)。

こうした社会イメージをつなぎ合わせて一つの統一的な社会像を描くことは困難であるが、少なくともロールズはある種の「善き社会」(Good society)を自らの議論の前提にしていることは間違いない。その「善き社会」とは各人が自由に自らの善の構想を追求する多元的な社会でありつつも、そうした善を追求する各人の活動が相互補完的に織りなされている協同社会である。このような相互補完性は先にみた格差原理の第一の理念、すなわち才能の「共通資産」論と調和的である。つまり、誰一人として完全な人間になることはできないから、お互いの才能や能力を社会の共通資産とみなし、相互に補完し合っていくというのである。⁽¹⁴⁾

こうした社会イメージも先の格差原理の理念と同様にロールズの「道徳的直覚」であると言えよう。つまり、こうした社会イメージの正当性は論証されていないのである。しかし疎外なき協同社会という(ある意味でユートピア的)構想も、「私」の熟慮、つまり内省的均衡にかけられ、「私」の道徳的判断との整合性がテストされる。その結果、格差原理を含む正義の原理がより強力に受容されるかもしれない。そうした意味でこうした「善き社会」のイメージも格差原理を補強する議論と言えるのである。

(五) まとめ

原初状態で合意される格差原理は、その受容の根拠が徹底して個人主義的なものであり、かつ原理の意味内容はさまざまに不平等是正政策に対して開かれた抽象的なものである。ロールズはあくまでも格差原理という不平等是正原理を個人のリスク回避の中で正当化しようとしていると言つてよいであろう。こうした個人主義的な原理受容は、自己利得のみを根拠とし、その他の強い道徳的な原理を前提にしていない点で、正当化の根拠として万人に受容しやすいものである。これが格差原理正当化の強みである。

しかし、原初状態には現実にはいない「私」はもちろん、自己のリスク回避として格差原理に納得するかもしれない。しかし、他方「私」は自己と社会についてのさまざまな情報をもっているがゆえに、リスク回避についてもさまざまな可能性を検討しうる（公的リスク回避としての社会保障ではなく私的な保険ですべてのリスクをカバーしようとするかもしれない）。かりにそうした考慮を「私」が始めると、原初状態で締結された社会契約は現実において崩壊してしまう。自己利得のみを追求する個人のみを前提にすると相互扶助の公的ネットワークとしての公的社会保障は絶えず解体の危険性にさらされることになるのである。こうした危険性を回避するためには何らかの他者感覚―ストレンジャーのことも配慮する感覚―によつて補強されなければならない。ロールズが「私たちの道徳的判断を正義の原理に調和させる正当化」として格差原理のさまざまな理念や社会イメージを積極的に（しかも時に原初状態からの議論とは矛盾するような形で）示した理由はここにあると考えられる。その意味で格差原理を「私」が受容しうる理由は多様なのである。個人主義的リスク回避から格差原理を受容するのでも、他の道徳的根拠から格差原理を受容するものもよいのである。結果として万人が格差原理に同意できればそれで良いのである。

格差原理を通説通りに福祉国家的な社会政策の正当化の原理とするならば、以上の考察は、個人主義的観点だけでは現実

の福祉諸政策の正当化根拠¹¹「私」がそうした政策を受容する根拠になりえないことを示している。個人主義と何らかの連帯の原理との組み合わせによつてしか、現実の福祉国家が提供する公的サーヴィスの正当化は不可能なのである。ロールズの議論は、そうした時に相反する価値の均衡点によつて公的福祉の正当化を目指すという困難ではあるが、福祉国家の下で生をまっとうする「私」が引き受けなくてはならない態度を示しているのである。

- (1) ロールズの正義の原理正当化の構造について〔伊藤恭彦 1999〕を参照。
- (2) 『正義論』は全体として「広い内省的均衡」が採用されていると言つてよいが、内省的均衡を「広い」と「狭い」ものと「自覚的に区別したのは〔Rawls 1975①〕においてである。
- (3) 以下、『正義論』からの引用は、一九九九年の修正版〔Rawls 1999①〕、初版〔Rawls 1971〕、翻訳版という順で頁数を記載する。
- (4) ロールズはマキシミン・ルールを使用した格差原理導出が誤りであったと現在は考えている。「正義の理論を合理的選択の理論の一部として描くことは『正義論』における誤り（しかも非常に誤解を招きやすい誤り）の一つであった」〔Rawls 1985 p.237 Rawls 1999② p.401〕を。
- (5) この当事者の熟慮の過程についての記述は、初版と修正版とは若干異なる。修正版では初期的平等から全員の利得につながる不平等状態への移行の理由が、経済的効率性と組織と技術の要請とされているのに対して、初版では不平等が経済的効率性のための誘因として作用することのみが考慮される点に求められている。また、全員の状況を改善する不平等へ同意するために、最も恵まれない人に視点がおかれるという理由づけも微妙に異なっている。当事者は羨望によつて動かされないと述べている。初版では次のように述べられている。「不平等を規制する原理を議論の余地のないものにするために、人はこのシステムを最も恵まれない代表的な人間の視点から見ると、不平等が許容できるのは、それが社会の最も不幸な集団の長期的な期待を最大化するか、または、少なくとも貢献する場合である」〔Rawls 1971 p.151〕。修正版と比較すると、初版ではなぜ「私」が最も恵まれない人の視点を採用すべきか

の理由づけが弱いように考えられる。

- (6) 原初状態の当事者には確率的計算の根拠がないというのがロールズの一貫した主張である。確かに第一原理、つまり平等な自由の原理について自由を危うくするような確率計算を当事者がしない、つまり、効用原理を拒絶することは説得的である。しかし、社会において具体的にいかなる暮らし向きになるのか（自分の利得がいくらか、つまり、自分は個人Aから個人Cまでのいずれの人間か）ということを確認率的計算にかけないという根拠は実は『正義論』においては不明なのである。量的利得のみから考えると確率的計算を排除することはできないように思われる。つまり、確率的計算を排除するためには格差原理に個人利得の原理以外の何らかの道徳的要素を盛り込む必要がある。しかし、原初状態においてそのような要素を格差原理に盛り込むと個人主義的原理から格差原理の正当性を根拠づけることができなくなってしまう。

- (7) 格差原理受容の根拠を「保険の理論」としている議論の代表として、[Barr 1992]、[塩野谷祐一 1997]、[広井良典 1999]をあげることができる。

- (8) この点に関連して [Scanlon 1975] の議論が興味深い。

- (9) ロールズの個別論文からの引用は、初出の頁数とともに『論文集』[Rawls 1999②]の頁数をあわせて記載する。

- (10) ロールズの「真価」の否定については、[Mapel 1989]、[Rakowski 1991]などを参照。また「真価」が正義論の中でもつ意味については [Miller 1976] を参照。正義と「真価」の結びつきについてはアリストテレスが古典的に示している。「かれらが互いに平等でなければ、平等なものを持つこともないだろう。だが、そこからして——平等なひとびとが平等でないものを持っていたり、分け与えられたりする時——争いや不平が生じてくるのである。さらにまた、これは「配分は」値打ちにしたがってなされる」という原則から考えてみても明らかである。というのは、配分における正しさは何らかの値打ちにしたがって定められなければならないというの誰もがみな承認する原則だからである」[アリストテレス 1973, p.152]。こうした伝統に対してロールズは次のようにも述べている。「しかし、彼らが権原をもっているものは、彼らの固有の価値に比例してもいないし、依存もしてはいない。基本構造を

規制し、個人の義務と責務を明確に定める正義の原理は、道徳的真価に言及しはしないし、分配上の取り分が道徳的真価に一致するという傾向も存在しないのである」[Rawls 1999① p.273 1971 p.311 一三八頁]。

- (11) ノジックは次のように述べている。「共通資産としての自然的才能をどう考えるかは、人々によって異なるであろう。ある者達は、ロールズの功利主義反対論をオーム返しにして、これは『個人間の区別を真面目に考えていない』と不満を言い、人々の能力と才能を他人のための資源として扱うようなカントの再構成などというものが適切でありうるだろうか、と首をかしげるだろう。『正義の二原理は…人々を互いの福祉の手段とみなす傾向すら排除する』。これは、人々とその才能、能力、特徴との間の区別をごく強く押し進める場合にのみ、言えることにすぎない。この区別がそこまで押し進められた時に何らかの整合的な人格概念が残るかどうかは問題である。我々の内のこのように純化された人格(のみ)が手段とみなされないからといって、様々な特徴でいっぱいの人々がなぜそれを歓迎せねばならないか、もまた明らかではない」[Nozick 1974 p.228 翻訳三七六―七頁]。このようなノジックのロールズ批判に対して、分析派マルクス主義の一人コーエン(Gerald A. Cohen)が興味深い反応をしている。彼によると通常リベテアリアンはマルクスと最も敵対的であり、政治的にはロールズらリベラルがマルクス主義と親和的であると考えられているが、理論的には違うのである。つまり、「自己所有」(self-ownership)というマルクスのテーマを掴んでいるのは、むしろノジックであり、ロールズの議論は才能の「共通資産」論に示されているように、自己所有の問題を簡単に否定しているとコーエンは考えている[Cohen 1995]。なお、才能の「共通資産」論より広くタレント・プリーングについて、[Kronman 1981]、[黒崎勲 1995]を参照。
- (12) ロールズが描く寄与曲線上の任意の点はすべてパレート最適基準を満たすという意味で効率性の要請にも合致していることに注意。
- (13) ロールズは「分配的正義―若干の補足」で格差原理の理念をストレートにカントの人格の概念に結びつけて論じている。つまり、人格は常に目的として扱われるべきであって、決して手段としてのみ扱われるべきではないというカントの定言命法第二式を格差原理が表現していると言うわけである。こうした議論も格差原理を補強するものと位置づけることは可能である。ただし、「共通資産」

論や友愛論はいわば「私」の道徳的直覚にストレートに訴えるものであるのに対して、カント的人格論からの格差原理の補強はカントについての独自の解釈を媒介にしているがゆえに、原理正当化のレベルとして、ブキャナンが言うように分けておいた方がいいであろう。

(14) アレジャンドロ (Roberto Alejandro) は、このようなロールズの社会イメージの断片を再構成し、ロールズはある「善き社会」を前提にしていると論じている。そして、その社会は社会的出発点、生まれつきの利点、歴史的偶然性から生じる不平等をコントロールし、安定した社会を維持するために国家に「偶然性に対する番犬」の役割を与えたものであると断じている。そして、そのような社会は強く安定したコミュニティーを希求するという点で、サンデルらのコミュニタリアン以上にコミュニタリアン的であると述べている [Alejandro 1998]。

三 格差原理と福祉国家——格差原理の規範的な含意——

(一) 基本的社会善の分配と福祉国家

先に福祉国家を完全雇用政策や社会保障政策を通じて国民の福祉を積極的に増進する国家であると概念的に定義しておいた。この場合の福祉は、一方で国民全体の暮らし向きの向上を意味し、他方で、何らかの理由で暮らし向きが悪化した人の救済や援助を意味している。こうした国民の福祉の向上を意図した福祉国家を規範論的に考察する場合、あるいは規範論的に正当化する場合、多くの論者は国家が提供すべき福祉の内容を「必要」⁽¹⁾ ニーズという概念に対応するものとしてきた。しかし、ニーズという概念はそう単純なものではない。厳密に考察すれば「欲求」(want)や「欲望」(desire)といった

概念との明晰な区別が難しいのである。⁽²⁾そこでニーズをさらに「基礎的ニーズ」(Basic needs)と特定し、それを福祉国家が優先的に国民全体に保障すべき価値とする議論が登場するのである。そうした議論の代表的論者の一人であるコップ(David Copp)は「基礎的ニーズはもちろん私たちの多くの目標を達成するために必要なものである。そしてそれはまた手段として必要とされるものではあるが、私たちの目標の内実とは独立に、そして私たちのおかれた環境とは無関係に必要とされるものである」[Copp 1998 p.123~4]と基礎的ニーズを定義している。そして具体的には以下のものを基礎的ニーズとしている。「栄養のある食糧と水分へのニーズ、排泄のニーズ、身体を無傷に保つニーズ、定期的な休息とくつろぎのニーズ」、「親密な交わりのニーズ、教育のニーズ、社会的受容と承認のニーズ、自尊と自分の価値に対するニーズ、ハラスメントから自由であるニーズ」[Copp 1998 p.124]。コップはこのような基礎的ニーズが文字通り必要とされる理由として、「人間の「自律」(autonomy)と「合理性」(rationality)の達成をあげている。

現実の福祉国家が常にコップの言う基礎的ニーズの充足に成功しているわけではないだろう。また、いかなる財やサービスを提供すればこのような基礎的ニーズが充足できるかについても相当に困難な問題がある。さらに、基礎的ニーズの充足によって人の基本的な福祉が達成できるとの見方についても懐疑的な議論が可能であろう。先に紹介センの「潜在能力の平等」という構想は、人がいかなる財をどれくらい保有しているかではなく、その財を用いていかなる状態になれるのか、どのような能力を達成できるかに焦点を当てている点で基礎的ニーズ論を超える内容をもっていると言えるだろう。また、グッティン(Robert Goodin)のように福祉国家を、ニーズ、平等、協同といった曖昧な価値で基礎づけることを拒絶する議論も存在する。グッティンは「傷つきやすい人」(the vulnerable)が他者に依存した場合、その他者から搾取されることを防ぐ点に福祉国家の存在理由を見いだしている。つまり、依存という問題は市場経済でも発生するし、また、古い形態の慈善による「福祉」提供でも発生するが、「福祉国家が解決しようとする問題は、依存している人が搾取されるリスクなのである」[Goodin 1988 p.21]と。つまり、福祉国家が直接的な人格関係に基づく福祉提供を破壊し、それをシステム化し

たこと、別言すれば、福祉を「不透明」にした点にこそ、その積極的な意義があると考えられているのである。グッディンの議論は財やサービスの公的な提供によって人をどういう状態におくのか、あるいはどういうリスクから回避させるのかに焦点をしばった議論であり、分配される財の特質ではなく、分配された財を得た人の状態を考慮するという点で福祉国家の規範理論として幅の広い議論と言えよう。⁽³⁾

さて、このような福祉国家の規範理論と比較するとロールズの格差原理は極めて特殊な規範であると言える。まず、格差原理が分配の対象としている「基本的社会善」から検討してみよう。ロールズは「基本的社会善」を次のように定義している。

社会の基本構造が一定の基本的な善、すなわち、あらゆる合理的な人間が欲すると想定されるものを分配すると考えてみよう。これらの善は人の合理的な生の計画が何であろうと通常は役にたつものである。単純化のために社会が自由扱うことができる主な基本善は権利、自由、機会、所得と富であると仮定しよう。[Rawls 1999① p.54 1971 p.62 四九頁]

ロールズの正義の原理は社会の基本構造による「基本的社会善」の分配をコントロールするものである。正義の第一原理＝平等な自由の原理が権利と自由、第二原理上の機会の公正な平等原理が機会、そして格差原理が所得と富の分配をコントロールするものと言えるだろう。そして『正義論』第三部で導入される「最も重要な基本的社会善」である自尊心の社会的基礎は権利、自由、機会、所得と富の分配によって確保されると解釈できる。このような解釈に従えば、格差原理は所得と富の分配をコントロールする原理ということになる。

「基本的社会善」はまず第一にどんな善の構想をもった人にも有用なものと考えられている。つまり、価値多元化社会において、いかなる人も必要とするものなのである。第二に「基本的社会善」は「効用」とか「選好」といった個人の主観的

な尺度によって測られるものではない点が注目される。その意味でこれらの善は客観的な価値をもっているといつてよいであろう。もちろん、そのような善から各人がいかなる効用を引き出すかは多様であるわけだが。ロールズは『正義論』以降、「基本的社会善」の特徴について次のような説明をしている。

第一に、基本的社会善は、社会制度およびその制度に関連する人々の状況についての一定の客観的な特徴であり、第二に、これらの善についての同じ指標が各人の社会的環境を比較するために用いられる。だから、その指標は正義という目的にとつて個人間の比較のための基礎を提供するが、それが個人の全面的な満足や不満足の尺度ではないことは明らかである。
 [Rawls 1975② p.97 Rawls 1999② p.261 翻訳一一五頁]

さて、このような特徴をもつ「基本的社会善」は福祉国家の規範理論で論じられている「ニーズ」あるいは「基礎的ニーズ」と同じだろうか。先に少し触れたように、今日、福祉国家との関係でニーズについては多様な議論が展開されている。⁽⁴⁾その議論の中ではニーズの客観性を否定し、それを主観的なものとして解釈する立場と、一定の客観性を認める立場との間に一つの対立点ができている。ニーズの客観性を否定する議論はいくつかのヴァリエーションがある。第一は、ニーズは「私がそれを必要としている」という個人の主観性に依存しているがゆえに、客観的にそれを確定できないというものである。第二はニーズは絶えずある目的のために「必要とされる」という点で道具的な価値であり、したがって、客観的に確定しがたいというものである。たとえばフランクフルト(Harry G.Frankfurt)は次のように述べている。「何のために必要とされているのかという価値から離れて考察された場合、あるものが必要とされているという単なる事実、何らの独立した正当化の力をもっていないのである」[Frankfurt 1988 p.20]。さらにニーズが何らかの目的に依存している以上、それは道具的であると同時に規範的な価値であり、規範的であるから経験的にその内実を確定することができないと論じられ

るのである。この点でも客観性が否定されるのである。第三にニーズを客観的に定義することの実践的な危険性も指摘される。ニーズが客観的に定義されたとしたら、政府はその充足を最大の目標とすることとなるが、そのような政治はパターンリズムを伴い個人の自由や自律を侵害する可能性をもってしまうというのである。

これに対してニーズの客観性を肯定する議論が反論を試みている。先に紹介したコップの議論はニーズの客観性を認める立場である。ニーズの客観性をより積極的に論じているラムセイ (Maureen Ramsay) は次のように論じている。ニーズの客観性を否定する議論は「ニーズ」と「欲求」(want)とを混同しているのである。欲求はある主観的な充足のための選択を含蓄しており、その点で主観的なものと言える。これに対してニーズは特定の善の構想に依存したものではなく、さらに、「あるものが必要である」という主観的な感覚も不必要であり、したがって、選択という問題も発生しないとラムセイは言う。つまり、「ニーズは客観的に価値あるものであり、欲求は主観的に価値あるものなのである」(Ramsay 1997 p.228)。そして客観的ニーズは一定の事実の問題であると論じられる。「私たちのニーズが何であるのかは、私たちの生態学および生物学的諸条件によって決定され、かつ限界づけられている」(Ramsay 1997 p.230)のである。したがって、「私」のニーズを「私」が主観的に意識しているかどうかはそもそも問題ではないのである⁽⁵⁾。

こうしたニーズ論と「基本的社会善」とを比較すると、一方でそれらが単なる主観的な価値ではない点で、客観的ニーズに近い。しかし、他方で、コップやラムセイのように人間がともかくも生存に必要な価値や財として客観的に特定されてはいない点で客観的ニーズとは異なる。格差原理の規範内容との関係で言うところ、格差原理はあらゆる善の構想にとつて有用な所得と富という客観的な財の分配をコントロールしようとしているが、分配された所得と富によって各人の生存に必要な基礎的ニーズが必ず充足されるという保障は全くないのである。

「基本的社会善」が必ずしも基礎的ニーズを意味していない点については、既に多くの批判がある。たとえばコップもその点を批判している。

たとえは、もし、あなたが生きるために必要な薬の購入に、自分の所得の大部分を使わなければならない一方で、私が完全に健康であるという状態に注意を向けてみよう。この場合、たとえ、あなたがロールズの基本的善に対してより多くのものを自由にできるとしても、私は私のニーズをもっとうまく充足することができるかもしれないのである。人々は自分の基礎的ニーズを充足するために異なった種類と異なった量の基本善を必要とするかもしれないのである。この理由で、さらに、格差原理が私たちの基礎的ニーズを考慮に入れていないという理由で、格差原理は基本善に対する自由な力という点で不利な人々に基本善を移転しても、その帰結が恵まれない人々の基礎的ニーズの充足を可能にするということを保障しないのである。[Copp 1998 p.115]

格差原理による所得と富の移転が必ずしも最も不利な人の基礎的なニーズを充足することはできないとコップは批判するのである。⁽⁶⁾また、マルクス主義的な観点からペツファー(Rodney Peffer)は、正義の原理においてはまずもって各人の安全権と生存権が保障されねばならないと主張している。彼はロールズの第一原理の前に正義の第一原理として「各人の安全権と生存権は尊重されねばならない」という原理をおくことを提唱している。そしてこの原理は自由の保障などに対してレキシカル・オーダーに従って絶対的に優先するとしている。ペツファーの言う「安全権」と「生存権」は次の内容である。

福祉のミニマムな量には人々の安全権と生存権とが含まれなければならない。安全権とは苦痛、死刑、レイプ、残酷な暴行を受けないなどの権利である。生存権は食糧、飲料水、安全な居場所、衣服、基礎的な医療ケア、生活可能な環境などに対する権利である。[Peffer 1990 p.420]⁽⁷⁾

ペツファーはこのような安全権と生存権に対して原初状態の当事者は真つ先にその保障に合意するだろうと論じている。

原初状態の当事者の熟慮において基礎的ニーズの充足は問題になっていない。無知のヴェールに覆われているから、当事者は現実の社会の経済水準ならびにそこでの自己の位置を知らないのである。したがって、先に述べたように、無知のヴェールが取り去られた後の、最も恵まれない立場にある「私」の基礎的ニーズが充足されるのかについての推論が厳密に言うことができないのである。不平等が最も恵まれない人の最大の利益に貢献していたとしても、そのことが基礎的ニーズを充足を必ず保障しているとは限らないのである。基礎的ニーズの充足を考慮に入れず、もっぱら所得と富の不平等の調整のみを意味している格差原理は、こうした点で、社会構成員の福祉の保障を意図する規範としては、場合によっては量的に不十分な福祉しか達成できないかもしれない。さらにセンが批判するように質的にもこうした福祉についての考え方は「物神崇拜」なのかもしれない。

確かに原初状態で合意される格差原理は、それ自体としては福祉実現の規範として曖昧であり、かつ不十分なものである。しかし、ロールズの格差原理の最大の含意は、現実の不平等是正を各人が「私」の観点から正当なものとして受容できるという根拠を示したことにある。つまり、先に検討したように「私」のリスク回避の延長線上の社会のリスク回避 \parallel 福祉の保障を意図したのが格差原理であり、そうした個人主義的な観点から社会契約によって不平等是正が正当化できれば、とりあえずはよいのである。したがって、基礎的ニーズといったものを原初状態や格差原理の最も中核的な規範内容の中に含ませる必要性をロールズは必ずしも感じていないのである。「基本的社会善」という客観的な指標による現実の不平等の測定ができ、かつ各人の状態の判断ができ、それに基づいて不平等の是正を正義の要請として実施することに対する全員の合意が調達できればいいわけである。⁽⁸⁾ 具体的にいかにして不平等が是正され、構成員の福祉が充足されるかは、その次の問題であるとロールズは考えているのである。いわば、基礎的ニーズの充足といった問題は、格差原理についての社会契約が達成された後の、具体的な政策的考慮の問題なのである。

ロールズが『正義論』においてニーズという言葉を初めて導入するのは第二部の制度論においてである。制度論について

は後に検討するが、ニーズという言葉が導入される部分だけ紹介しておこう。ロールズは市場を規制する公共部門の一つである移転部門の説明の中でニーズという概念を使っている。

ソーシャル・ミニマムは移転部門の責任である。…この部門の働きはニーズを考慮に入れて、他の要求との関連で適切なウェイトをそれらに割り当てるといのが本質的な考えである。競争的価格システムはニーズに対して全く考慮しないから、それは分配問題を解決するための唯一の装置になりえない。正義の常識的準則に答える場合、社会システムの部門間に分業があるにちがいない。異なる制度は異なる要求に応えるのである。適切に規制された競争的市場は、職業の自由な選択を保障し、資源の効率的な利用と家計への商品の配分をもたらす。それらは賃金や収入と結びついたごく普通の準則にウェイトをおく。それに対して移転部門は一定の水準の福祉を保障し、ニーズという要求を尊重するのである。

[Rawls 1999① p.244 1971 p.276 一一四―一五頁]

このようにニーズの充足は競争的市場の欠陥を是正する公共分門の役割として考えられている。格差原理に合意している当該社会の構成員は、当然こうした公共部門によるニーズの充足を格差原理の要請と受けとめ、不平等是正施策の一つとして承認するだろう。原初状態において最も恵まれない人の状況を改善する不平等という一点についての合意を調達し、その具体策を制度レヴェルまたは政策レヴェルで構想することは、多様な不平等是正政策を射程に入れることが可能な強さをもっている。

『正義論』ではニーズという概念は制度論において初めて登場するが、『正義論』以降、ロールズは基本的社会善とニーズの関係について明確に語っている。

基本善の理論は、願望や欲求とは区別される、ニーズの観念を拡大したものである。[Rawls 1975② p.97 Rawls 1999 ② p.261 翻訳一七頁]

この説明は基本善が善の（許されかつ決定的な）構想を推進する自由かつ平等な道徳的人格としての市民によって一般的に求められるか必要とされるものである。そのような人格としての、そして完結した生を営む社会の通常の構成員としての市民の構想が、彼らが何を求めるかを決定するのである。ニーズの概念は常に人格、彼らの役割や地位に関する何らかの構想に関連しているから、自由かつ平等な道徳的人格としての市民の要請またはニーズは患者や学生とのニーズとは異なるのである。そしてニーズは欲求や、願望や、好みとは異なる。市民のニーズは欲求がそうではないという点で客観的である。つまり、市民のニーズは一定の社会的役割と地位をもつ高次の利害を伴う人格の要請を表現しているのである。これらの要請が充たされなければ、人格は自らの役割や地位を維持することも彼らの本質的な目標を実現することもできないのである。[Rawls 1982 p.172～3 Rawls 1999② p.373～4]

『正義論』においては制度論で初めて登場したニーズという概念が、ここではより原理的なレヴェルで議論されている。ロールズは「基本的社会善」がニーズの観念を拡大したものであると述べ、またその客観性を明確に承認している。ニーズの客観性を承認している点では、先のラムセイらのニーズ論と重なりつつあってよいであろう。しかし、ラムセイは人間が生物的に求めるものをニーズとしているのに対して、ロールズは「自由かつ平等な道徳的人格としての市民」の要請をニーズとしている点で決定的とも言える違いがある。つまり、ロールズの場合は、人間の生物的存在の問題は無視されているわけではないが、ニーズの問題をもっぱら道徳的人格の力量行使に絞り込んでいるのである。生物的生存を当然の前提とした上で、「社会的役割と地位をもつ高次の利害を伴う人格の要請」としてニーズが考えられているのである。「人はパンのみに生

きるに「ならず」という要請がロールズのニーズ論ではない。パンもパン以上の何かもロールズのニーズ論には含まれている。しかし、基本善としてのニーズ論の焦点は「パン以上の何か」に当てられているのである。

この問題を福祉国家との関係で考察してみよう。ロールズは『政治的リベラリズム』においてベッファアの批判を受け入れ、「平等な基礎的権利と自由をカヴァーする第一原理は、市民たちの基礎的ニーズは、少なくとも彼らが権利と自由を理解し実り多い形で行使するのに必要な限りで充足されなければならないということ」を要請する原理によつて辞書的に容易に先行されるかもしれない」(Rawls 1993, p. 7)と述べている。しかし、基礎的ニーズに関する議論が新たな展開をみせているわけではなく、むしろ、基本善を道徳的人格の力量行使により強く結びつける議論が全面に出てきている。したがって、依然として人間の生物的生存の問題を第一の課題としていない点で、このようなニーズ論は「豊かな社会」の福祉国家の議論と言えよう。⁽⁹⁾もちろん、具体的な制度設計や政策の構想において、人間の生物的生存としてのニーズを事後的に書き込むことは排除されていない。しかし、それはロールズの中心的課題ではない。そうした点でロールズのニーズ論は豊かな社会の贅沢な議論とも言えることができる。そのように批判することはある意味でたやすいことである。ただ、ニーズの問題、さらにはニーズ充足のための公的な格差是正の目的を、単なる生物的生存以上の何かに求めようとしているロールズの議論は、その限りで、注目しておいてよいと思われる。「単に生きること」ではな「より善く生きること」、このことを各人に平等に保障するための物質的な、あるいは外的な条件の確保に福祉国家的な格差是正政策の目標をおいたこと、ここにロールズのニーズ論の一定の意義があると考えられる。生物的生存や物質的な財の充足といった問題から、価値の多元性への公正な対処へという形で、福祉国家の狙いを転換させようとした議論であると言えよう。

人間の生物的生存から道徳的人格の高次利害の追求へとニーズ論を転換させたこと、つまり「私」が生きていることだけでなく、「私」が選んだ価値を実現できるように生きること、ここにロールズのニーズ論のみならず、ロールズ的な格差是正、さらにはロールズの福祉国家の基本的な課題があるのである。その意味で、これは価値多元化社会の福祉国家論なのである。

価値の多元化という状況に向き合う議論という点でロールズのニーズ論は魅力があるが、先に少し触れたが、そこには深刻な難点も含まれている。その難点とはニーズの問題が政策的配慮の問題とされていることである。政策的配慮であるから、確かに多様な不平等等は正政策を射程に入れる柔軟さをもちあわせているが、それが権利論⁽¹⁰⁾社会権論として構想されていないのである。したがって、多様な政策を射程に入れることができたとしても、そのような政策がどこまで後退してはいけないのか、についての歯止めをもっていないのである。かりに日本国憲法の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」として社会権を考えてみると、ロールズが念頭においているのはいわば「文化的な」生活であって、「健康」な生活ではない。健康な生活であれば、その充足のための条件を特定し、それを権利論として構想することは可能かもしれない。しかし文化的な生活となると、その内容はきわめて多様になり、価値多元化社会においてはその内容を特定することはほぼ不可能である。特定しようとするならば、「神々の闘争」に巻き込まれることとなる。価値多元化社会においていかなる善の構想に対しても公正な正義を構築しようとするならば、「神々の闘争」への介入は回避しなければならない。つまり、権利の問題としてニーズの問題を考慮することを避けなければならないのである。ロールズが社会権の問題として格差原理を考えない理由はここにあると言えよう⁽¹¹⁾。

(二) 制度構想——福祉国家から財産所有民主制へ

ロールズは『正義論』第二部で正義にかなう政治制度と経済制度のアウトラインを示している。この制度論の『正義論』上の位置は一方で自らが擁護しようとしている政治・経済制度を積極的に提示したものであり、他方で、格差原理など正義の原理を「私」が受容できるか否かのテストを試みたものでもある。後者に関して、ロールズは次のように述べている。

：二原理は少なくとも見込みのある正義の構想である。しかし、問題はいかにして正義の二原理を擁護する議論をより体系的におこなうかということである。さて、やるべきことがいくつがある。人は制度に関する正義の原理の帰結を導き出し、根本的な社会政策についての正義の原理の含意に注目することができる。このようにして、正義の二原理は私たちの正義に関する熟慮された判断との比較によってテストされるのである。第二部はこのことにあてられている。(Rawls 1999 ① p.132 1971 p.152 一一七頁)

このような意味で『正義論』第二部の制度論も「広い内省的均衡」の中に位置づけられるのである。まず、以下では、ロールズと福祉国家という観点で、その制度論、特に第二原理の制度化の特徴を簡単にみておきたい。ロールズは正義の原理を充たす制度について次のように述べている。

まず第一に、平等な市民権という自由を保障する正義にかなう憲法によって基本構造は規制されている、と仮定する。良心の自由と思想の自由とは当然保障されており、政治的自由の公正な価値は保持されている。政治過程は、環境が許す限り、政府の選択や正義にかなう法律を制定するための正義にかなう手続きとして運営される。私は、また、機会の公正な平等が(形式的平等とは対立するものとして)存在すると仮定する。政府は通常の種類の社会共通資本の維持に加えて、私立学校への補助金あるいは公立学校システムの確立によって同じ資質をもち、同じ動機をもつ人々に対する教育や文化の等しい機会を保障するように努めるというのが、このことの意味するところである。それは、経済活動と職業の自由な選択における機会の平等を促進し、裏書きする。このことは、企業や私的連合体の行動を取り締まり、より望ましい状態に対する独占的な制約や障壁が設けられるのを防ぐことによって、達成される。最後に病气や雇用のための家族手当や特別支出によって、あるいは、等級化された所得補助(いわゆる負の所得税)のような装置によってより体系的に、政府は

ソーシャルミニマムを保障する。[Rawls 1999① p.243 1971 p.275 一一四頁]

ロールズの第二原理の制度構想の基本は市場が平等な自由や機会の公正な平等と両立するように、市場を囲い込む制度¹¹市場介入をおこなう制度を設計することである。制度設計においてロールズは「純粹な手続的正義」という考えを導入し、市場の運行がどのようなものであれ、結果として分配が正義にならうようにしようとしている。つまり、正義の原理に従って構想された制度によって、市場が適切に囲い込まれているならば、結果としての分配は正義にならうと考えるのである。市場で展開される相互行為の一つ一つに個別的に介入するのではなく、また、市場による分配結果を事後的に補正するのでもなく、あくまでも最初から市場を囲い込むこと、ここにロールズの制度構想の特徴がある。

さらにロールズはこのような背景となる制度を確立するための具体的な政府制度のありかたについても、マズグレイブ(Richard Musgrave)の議論に依拠しながら展開している。それは市場の効率性を維持する配分部門、完全雇用の維持を目的とする安定部門、ニーズに配慮をしソーシャルミニマムに責任をもつ移転部門、租税などにより財産権の調整を行う分配部門¹²である。

「純粹な手続的正義」を制度構想において利用するという点で、ロールズの制度構想はユニークなものである。しかし、公共部門による市場介入によって効率性の維持、完全雇用の維持、さらには所得再分配によるソーシャルミニマムの実現、このような制度構想は、大枠で既存の福祉国家と変わるところはない。「社会的経済的不平等は社会の最も恵まれない人の最大の利益となること」という格差原理の厳格な要求を自己の道徳的判断と照らし合わせて、その受容に躊躇した「私」も、このような制度構想が格差原理の帰結であると示されれば、その躊躇も解消されるかもしれない。なぜなら、格差原理の要請がここでは、ニーズを考慮した所得移転とそれによるソーシャルミニマムの確保という穏当な線で示されているのみだからである。その点で冒頭で紹介した内外の通説的ロールズ解釈はとりあえずは妥当なものである。

しかし、逆にこのような制度構想で格差原理の厳格な要求、すなわち、完全な平等状態から許される逸脱は社会の最も恵まれない人々を含む全員の状態を改善する場合に限られるという要求が実現できるのかについては疑問視できよう。あるいは、ロールズが格差原理の理念として表明した「真価」を否定する才能の「共通資産」論や友愛という価値が実現できるのかについても問題視できよう。というのは、ロールズの福祉国家構想も現実の福祉国家同様に「新たな不透明さ」の拡大や「媒介が私たちの間に壁をつくる」ことから免れていないからである。

格差原理を所得再分配等の福祉国家的政策の正当化——「私」の観点からの正当化——と考えるならば、ロールズの制度構想はそうした理解と整合的である。しかし「真価」の拒絶や才能の「共通資産論」の観点から格差原理を考えると、この理念が表現する道徳的共同体と制度構想との間には当然にずれが生じる。「私」のさまざまな視点から格差原理が正当化されれば、当面の課題はクリアできたとするならば、このようなずれはさほど問題ではないかもしれない。しかし、本稿の課題である福祉国家の下での不透明さをロールズに即して考えるならば、やはり、制度に関するロールズの真意を確認しておく必要がある。

ロールズが『正義論』で提示した制度構想はよく知られているように福祉国家的資本主義ではない。ロールズは『正義論』で「福祉国家」という言葉を一度も使っていない。また、この制度構想は市場もつ社会であれば、資本主義社会でも社会主義社会でも適用可能であるとも主張している。

市場制度は私的所有体制と社会主義体制の両方に共通していることを認め、価格のもつ配分機能と分配機能とを区別することが必要である。社会主義体制の下では、生産手段や天然資源は公的に所有されているから、分配機能は大幅に制約されているのに対して、私的所有システムは、両方の目的のために、様々な程度で価格を利用する。これらのシステムのいづれが、そして多くの中間的形態のどれが、正義の要請に最もよく応えているかは、あらかじめ決定できないと私は思う。

おそらく、この問題に対する一般的な回答はないであろう。それは、各国の伝統、制度、社会的な力ならびにその国に固有の歴史的環境に依存しているからである。[Rawls 1999① p.242 1971 p.273~4 二二三頁]

このようにロールズは述べた上で、自らの制度構想が実現される体制 (regime) を「財産所有民主制」と呼んでいる。「財産所有民主制」という言葉は J・E・ミード (James E. Meade) の議論からヒントを得たものである。ロールズの「財産所有民主制」の意味を確認するためにミードの議論を簡単にみておこう。

ミードは福祉国家が効率性と分配的正義の両方の観点で欠陥をなもっていることを主張している。効率性の観点からの問題は次の点にある。福祉国家の下では「所得税の割合が非常に累進的にならざるをえない。そして、そのような高い累進所得税制は労働、貯蓄、新規投資に負の誘因を与え、リスクを伴うものとなってしまう」[Meade 1964 p.38]⁽¹³⁾ ことである。また分配的正義の観点からの問題は財産所有の不平等にある。「財産所有の不平等はそれが意味する所得の不平等から全く切り離されても望ましいものではないというのが私の見解である。∴財産の不平等な分配は、たとえそれが所得のあまりの不平等をもたらすことから免れていたとしても、権力と地位の不平等な分配を意味するのである」[Meade 1964 p.38~9]。福祉国家の下での財産所有の不平等を克服する仮説的な体制としてミードが提示したのが「財産所有民主制」である。「財産所有民主制」についてミードは次のように述べている。

財産の所有は共同体の全ての市民に対して平等に分配されている。私たちの将来の自動化された経済から今やなんとすばらしい文化がもたらされることだろう。どの市民も私有財産の過度に大きな割合も所有しておらず、また、どの市民もはなはだしく小さな割合も所有していない社会を想像してみよう。各市民は今や自らの所得の大部分を財産から受け取るであらう。というのは、社会全体については、稼ぎから生じる所得の割合はオートメーションによって大きく削減されてい

るからである。…この社会の本質的特徴は労働がかなり個人的な選択の問題となることである。[Meade 1964 p.40]

ミードは「野蛮な新しい資本主義のパラダイス」に代わる経済体制として、福祉国家ではなく、特にこの「財産所有民主制」に注目することを求めている。⁽¹⁴⁾そしてミードはこの体制では、福祉国家がもっていた非効率性と財産所有の不平等がもたらす権力と地位の不平等が克服されると考えている。

『正義論』では「財産所有民主制」について出典が述べられているだけで、詳細な説明はなされていない。ただ、「財産所有民主制」という構想が、さきに整理したロールズの「善き社会」のイメージと少なくともいくつかの点では重なり合うことは確認できよう。財産所有の極端な不平等の排除、全員が意味ある労働を選択できる社会、そしてその意味ある労働の相互依存による互恵性の実現、こうした点はミードの仮説的な「財産所有民主制」という構想と重なり合い、共振するものであると言える。

さて、ロールズが「財産所有民主制」について積極的に語ったのは、『正義論』フランス語版序文 [Rawls 1993②] であり、それはほぼ同じ内容で『正義論 修正版』 [Rawls 1999①] の「修正版への序文」として発表されている。これらの「序文」においてロールズは『正義論』修正の意図を説明し、その上で「もし『正義論』を今書くならば、違った形で扱う二つの問題がある」と述べ、今後の修正のポイントを説明している。その一つが原初状態からの正義の原理導出の叙述についてであり、もう一つが「財産所有民主制」の構想についてである。「財産所有民主制」の構想についての言及は、その福祉国家との対比および福祉国家批判として、本稿との関係で極めて興味深い内容になっている。やや、長くなるが、その箇所を引用しておこう。

今の時点では違った書き方をするであろうと思われるもう一つの点は、第五章で導入された「財産所有民主制」という

理念と福祉国家という理念とを、もつと明瞭に区別するということである。実際、二つの理念はまったく別のものだが、どちらにおいても生産諸力の私的所有が可能なのだから、両者を誤つて混同する可能性がないわけではない。財産所有民主制の下での競争市場システムに属する諸制度は、富と資本の所有を分散させることにより、社会の一部が経済をコントロールし、間接的に政治生活そのものを牛耳るという事態を避けようとする——福祉国家との主要な相違は以上の点にある。このタイプの民主主義はそうした目標を達成するために、一定期間が終わることに所得の一部をより所得の少ない人々に再分配するというやり方を探らず、むしろ一定期間の初めから生産手段の所有を分散し、能力や才能の教育によつて産み出される人的資本の所有を広い範囲に振り分けることを保障する。そしてこれらの分散はすべて、基本的諸自由の平等および機会の公正な均等によつてこそ可能となる。こういった理念の含意は、事故や不運のために不利益をこうむっている人々を助けることだけでなく（もちろんそれもなされるべきだが）、あらゆる市民が、平等という条件下での相互尊重に基づいて、一身上の事柄を自分で取り仕切りつつ社会的協力体制に参加できるようにするところにある。〔Rawls 1999 ② p.419 1999① p.xiv~xv 翻訳六頁〕

ロールズは福祉国家を以上のように批判しつつ、それとは別の体制としての「財産所有民主制」を提示している。その福祉国家批判は、ミードの福祉国家批判、特に分配的正義の観点からする批判を受け継ぎつつ、それを発展させたものと言える。つまり、財産の所有の不平等が福祉国家の下では進行し、それが力の不平等をもたらし危険があると言っているのである。経済的な力の不平等が政治的な力の不平等をもたらしという問題について、ロールズは既に『正義論』においても指摘していた。

歴史的には、立憲政府の主要な欠陥の一つは、政治的な自由の公正な価値を保障することに失敗してきたということである。必要とされる矯正のための手段が講じられてこなかったものであり、事実、こうした手段が真剣に考慮されたことはな

かったように思われる。政治的平等と両立する限度をはるかに越える財産と富の分配の不均衡が、一般に、法体系によって許容されてきた。公共の資源は、政治的自由の公正な価値に必要な制度の維持に充てられてこなかった。本質的には、欠陥は、民主的な政治過程が、せいぜい、規制された対抗であるという事実にある。価格理論が真に競争的な市場に帰するということは、理論においてさえ、望ましい性質をもつものではない。さらに、政治システムにおける不正義の影響は、市場の不完全性よりも重大で、長く継続する。政治的権力は、急速に蓄積され、不平等となる。国家やその法がもつ強制装置を利用することで、利得をえている人々は、しばしば、恵まれた地位にある自分自身を確かなものとすることができる。このようにして、経済、社会システムにおける不平等は、幸運な歴史的条件下で存在した政治的平等を、どんなものであれすぐに、掘り崩してしまふであらう。[Rawls 1999① p.198~9 1971 p.226 一七六頁]

『正義論』においても政治的不平等をもたらず経済的不平等の是正のために「生産手段の私的所有を許す社会においては、財産と富は広く分配されたままでなければならぬ」[Rawls 1999① p.198 1971 p.225 一七六頁]と事実上、「財産所有民主制」のヴィジョンを示している。しかし、政党への国家補助の導入の必要性の議論に端的に示されているように、力点は経済的な関係から政治的な関係を切断することにおかれていた。つまり、経済的不平等そのものは是正を考えるのではなく、経済的不平等が政治的不平等に結果しないように、両者の関係を断つことに主眼があつたのである。こうした『正義論』での議論に比べるならば、『正義論』フランス語版序文¹⁵で示された「財産所有民主制」の構想は、生産手段の所有の分散を通じて、経済的不平等そのものの除去を目指し、それによって政治的平等を確保する議論であり、経済的平等論としてより徹底したものとなっている。

さらに「財産所有民主制」の構想で興味深い点は、いわゆる福祉政策（政府による広義の格差是正政策）の狙いが、福祉国家的なそれと明瞭に対比されていることである。ロールズのニーズ論が単なる生物的存在の維持のみを目指したものでな

いことは、先に指摘した。ロールズはもちろん失業手当や医療ケアといった形で「事故や不運のために不利益をこうむっている人々助ける」という通常の福祉国家的政策を擁護し、人間の生物的存在への配慮の必要性を指摘している。しかし、「財産所有民主制」の主要な狙いは、単なる生物的存在の維持ではなく、「自由かつ平等な存在と見なされる市民たちによる、一定期間にわたる協力体制から成り立つところの公正なシステム」[Rawls 1999② p.419 1999① p.xv 翻訳七頁]の維持にあるとされている。

格差原理の価値を十全な形で評価するためには、その原理を福祉国家ではなく、財産所有民主制（あるいはリベラルな社会主義体制）というコンテキストのなかにおいてみるべきだろう。社会を、自由かつ平等な市民間の世代を越えた協力体制からなる公正なシステムとして思い描くならば、そうした社会にとって実際大切なのは、互恵性もしくは相互性という原理なのである。[Rawls 1999② p.420 1999① p.xv 翻訳七頁]

ロールズは自由かつ平等な道徳的人格として市民を想定している。その市民の力量行使のための基礎的条件として、基本的社会善Ⅱニーズが設定されていることは先にみた。正義感をもちつつも、自らの責任で選んだ価値の実現をめざして自らの責任で生き抜く市民たちに、その基礎的条件を提供するのが、ロールズのニーズ論であり、格差原理の狙いであった。こうした議論を体制論として展開したのが、「財産所有民主制」であると言える。価値の多元化状況を念頭におき、それが社会分裂に至らない方策として、つまり、市民間の互恵性や相互性という原理に基づく協力体制に結びつけていく方策として、格差原理に基づいて最初から財産を広く分散させようとするのである。

このような体制が実現可能かどうかについては直ちに疑問視されよう。しかし、理念問題として考えるならば、ロールズの「財産所有民主制」という構想は、「私」が福祉政策を受容する理由づけに一定の反省を与える材料となりうる。「私」が

福祉政策という相互扶助の公的ネットワークに参加するのは、単に「私」を含む全員の生物的存在を維持することやその維持を不可能にするようなリスクを回避するためだけではない。共に「より善く生きる」ことを目指す人格間の協力関係をつくることにもその理由があると。「より善く生きる」人間どうしの協力関係から社会福祉を根拠づけることは、確かにシステム化が強度に進められた現在の福祉国家の下では、あまりに人間的なやり方かもしれない。しかし、「媒介が壁をつくる」とか「新たな不透明さの拡大」という福祉国家の下で進行する事態に、ごく常識的で人間的な倫理を対置させ、それを通じてシステムの人間化をはかる上では十分に考慮する価値がある途であるように思われる。

以上のような福祉国家批判と「財産所有民主制」の擁護は、体制としての実現可能性という論点(もちろん、それも重要な論点だが)ではなく、理念問題として考察するならば、現実の福祉国家に対する重要な問題提起を含むものと言える。ただし、その問題点を一点だけ指摘しておきたい。それは「財産所有民主制」の下での「協力体制」の狭隘さである。ロールズはこのような体制がいかなる条件の下で可能なのかについては、歴史的條件、各国の伝統、政治上の社会勢力の配置によって異なるとしている。その意味でも協力体制の内実は十分に展開されてはいない。しかし、協力体制が政治的なレヴェルに絞り込まれていることは読みとることができる。その点は財産の分散による経済的不平等の是正の狙いが、より大きな富をもっている者が「政治生活そのものを牛耳る」という事態を避けることに求められ、相続譲渡可能な富の不平等は政治的自由の公正な価値を脅かすから許容されないという議論に端的に現れている。ロールズが福祉国家の下で進む経済的不平等の結果について、最も危惧しているのは政治的平等の崩壊である。こうした議論の立て方から、市民間の協力体制が政治的な水準、平等な市民権としての政治参加に絞り込まれていることが窺われる。その意味で「政治的なもの」に対する過剰な期待があるとと言える。他方で、この「政治的なもの」は『正義論』においてより明瞭だったように、狭義の政治過程の問題(政党の自律性や平等な参政権の維持等)にのみ集中する狭隘なものでもある。市民のより日常的な協力体制に密接に関わる「社会的なもの」の中に潜む「政治的なもの」については、無視しているわけではないが、二次的な問題としている。た

たとえば、公正としての正義の理論は「諸企業が労働者によって所有・運営されるべきだという自然権を主張するわけではない」(Rawls 1999② p.420 1999① p.xvi 翻訳八頁)とロールズは述べている。企業を労働者の自主管理にすれば、市民の協力体制が確立すると単純に言えるわけではない。しかし、社会的領域、さらには私的領域に潜む「政治的なもの」が、市民の協力体制を阻害する可能性を考えるならば、ロールズが想定する市民の協力体制としての政治的なものの狭隘さは十分に問題になりうるだろう。⁽¹⁶⁾

(三) まとめ

以上、福祉国家との関係でロールズの格差原理の規範内容を検討してきた。格差原理の制度構想に限定すれば、ロールズの議論は福祉国家と親和的である。公共部門の責任による完全雇用の実現とソーシャル・ミニマムの保障、さらには累進課税や相続税などによる不平等の除去など、ロールズの制度は、社会権規定によって担保されていないが、極めて強力な福祉国家的制度と言える。貧困の除去ではなく、構成員の平等化が目標にされている点では、エスピーアンデルセンの「社会民主主義型」福祉国家に近いとも言えよう。その意味でロールズが自らの正義観がリベラル左派あるいは社会民主主義という現実政治上の立場に近いとしているのも肯ける [Rawls 1999② p.416 翻訳三頁]。

しかし、ロールズの議論をそうした福祉国家論の枠内でのみ捉えることはできない。ロールズが格差原理で意図したのは、「単に生きる」という人間の生物学的生存だけでなく、「より善く生きる」という倫理的存在としての人間のあり方をも全員に平等に保障することであった。そして、そうした人格間の協力体制をつくりあげ、互恵性と相互性の理念を実現することに、その最終的な狙いがあったのである。ロールズの福祉国家批判もこの点にある。この理念を実現するためには、福祉国家的な事後的所得再分配ではなく、最初からの財産の広範な分散が必要との認識にロールズは立っている。このような「財

産所有民主制」の実行可能性については十分な疑義が成り立つ。しかし、「財産所有民主制」という福祉国家から逸脱した(考えようによっては望ましい逸脱)理念は、現実の福祉国家や福祉政策の倫理的根拠を「私」が反省する豊かな素材を提示していると言える。「私」が「より善く生きる」という個人主義的観点を他者の同様の観点と接合し、その中に公的福祉政策や格差是正政策を位置づけるのである。「他者とともに生きる」というやや言い古された、しかし忘却されてはならない人間の基本的なあり方から、現実の福祉の問題を照射する視点がそこにあるのである。もちろん、ロールズの正義の理論が「他者とともに生きる」ことを真に可能にするものかどうかは、別だが。

- (1) 福祉国家とニーズの問題については、[Plant, Lesser, Taylor-Gooby 1980]を参照。また、ニーズをめぐる議論の状況については〔山森亮 2000②〕が興味深い議論を展開している。
- (2) この点については [Goodin 1988] を参照。
- (3) グッディンの規範理論については〔松井名津 2000〕を参照。
- (4) 福祉国家との関連でニーズを扱った文献は多数ある。[Plant, Lesser, Taylor-Gooby 1980]、[Doyal and Gough 1991]、[Braybrock 1987]、[Thomson 1987]などが代表的なものである。
- (5) ラムゼイはニーズの客観性を基礎にリベラリズムの問題性を指摘している。つまり、リベラリズムは抽象的な個人や自律、合理性と表明された欲求といういわば主観的で抽象的な前提に立っているというのである。
- (6) 同様の批判については [Jordan 1987]、[Taylor-Gooby 1991] を参照。
- (7) ペッファアの正義論については、〔松井暁 1995〕、〔伊藤恭彦 1992・1994〕を、また、欧米マルクス主義の中でのペッファアの位置については〔松井暁 1995〕を参照。
- (8) 「基本的社会善」という指標で現実の不平等をロールズは測定しようとするが、実際にはもっぱら貨幣量による測定が試みられてい

る。「さて、実際にもっとも恵まれない集団を識別する際には、ある程度の恣意性を避けることは不可能のようにみえる。一つの可能性は、ある特定の社会的地位、いわば未熟練労働者という地位を選び、それから、この地位にある人々の所得と富とほぼ同等あるいはそれ以下の人々全てを、最も恵まれない人々にカウントすることである。別の基準は、社会的地位に関係のない相対的な所得や富によって測定するものである。たとえば、中央値の半分以下の全ての人を、最も不利な立場にある階層とみなすのである」[Rawls 1999① p.84 1971 p.98 七五頁]。このように最も恵まれない人は、もっぱら所得と富の保有量によって特定されるのである。他方で、肉体的、精神的なハンディキャップの問題にロールズは気がついていないが、正義の第一の問題とはしていない。「あらゆる人は、正常な範囲内の肉体的必要性や心理的能力をもっている、と私は仮定する。そこで、ヘルステアや知的能力に関わる問題は生じない。正義の理論を超えるところまで私たちを連れていく問題があまりに早く持ち込まれてしまうこととならんで、こういったハードケースを考慮に入れることは、その人たちの運命が同情と懸念をかき立て、私たちと隔たった人々のことを考えさせ、私たちの道徳的知覚力を攪乱してしまうことになる」[Rawls 1999① p.83~4 七四頁]。こうした不平等の測定の問題点については、先に指摘したセンの批判が妥当するだろう。

(9) ロールズのマキシミン・ルールの中に「豊かな社会」や「飽食の時代」を読んだもとして〔飯島昇蔵 1990〕。

(10) ニーズの問題を政策的配慮としている点については、正義の原理の適用過程である「四段階系列」にも現れている。格差原理は第三段階である立法段階で考慮されることになる。

(11) ニーズへの配慮や不平等是正が社会権の問題として考えられていない点については、マーティンも指摘している [Martin 1985]。社会権の発想をロールズがとっていないことは、アメリカ合衆国での社会権や生存権の特殊な状況、つまり、憲法上の規定がないにもかかわらず、解釈論的に権利構築がなされてきた状況と関連しているとも言える。アメリカにおける社会権の歴史的状況については〔菊池馨実 1996〕の詳細な検討を参照。

(12) ロールズの制度論の全体像については、〔大野忠男 1994〕〔伊藤恭彦 1988・1989〕を参照。

- (13) ミードの *Efficiency, Equality and the Ownership of Property* は、一九九三年に新版が出版された (Meade 1993) に収録)。旧版との違いは注が一つ追加された点だけである。基本的な内容が維持されている点から福祉国家の危機や新保守主義による福祉国家批判を経た現在の状況に対してミードが「財産所有民主制」がなお意義をもっていると考えていることが推測される。また、ミード自身もロールズからの影響を受け新たな議論を展開している。その点については、[Meade 1976] を参照。
- (14) ミードは「野蛮な新しい資本主義パラダイス」に代わる体制として、トレードユニオン国家、福祉国家、財産所有民主制、社会主義国家をあげ、それぞれを効率性と分配的正義の観点から比較検討している。ミードの他の著作に現れた財産所有民主制に関する議論については [川本隆史 1993] を参照。
- (15) この当時のロールズの政治と経済の関係については、ダール (Robert Dahl) やリンデンブロム (Charles Lindblom) らの立場と対称的であると言える。この点について、ダールに関しては、たとえば [上田道明 1994・1995]、[岡田憲治 2000] を、リンデンブロムについては [水口憲人 1995] など参照。
- (16) ロールズにおける「政治的なもの」の過剰とその狭隘さという問題は、『政治的リベラリズム』で露呈する。この点についての代表的な指摘として [Mouffe 1993]、[Honig 1993] を参照。

四 むすび

福祉国家あるいは公的福祉の正当化を意図したと言われるロールズの格差原理について考察してきた。格差原理の正当化は、一方で、個人主義的な原理、つまり、「私」の利得の最大化と「私」のリスク回避を太い線にしなから、他方で、才能の「共通資産」論や友愛論さらには互惠性の原理といった、ある種の連帯の原理によってそれを補強していくといえるものであ

た。現実の福祉諸政策の正当化も保険の論理と社会的連帯を何らかの形で結合させているものであるから、こうしたロールズの方法は、何も目新しいものではないのかもしれない。

さてこうしたロールズの議論は日本社会で生きる「私」ととっていかなる意味をもっているだろうか。今日、日本の福祉政策、とりわけ、社会保障政策は巨大な転換点に立っているとと言われる。高齢社会の到来、経済環境の変化、福祉需要の多様化、家族の変化、少子化などといった要因が、戦後の日本の社会保障の抜本的な「改革」を迫っているのである。今後の社会保障改革の方向を示したと言われる「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」（中央社会福祉審議会 社会福祉構造改革分科会）は、多くの議論を巻き起こしている。日本の今後の社会保障のありかたやより広い社会福祉のあり方を論じることは、もとより本稿の課題ではない。ここでは、試みに、この文書に示された社会福祉の理念のみを取り上げ、ロールズの議論の意義を確認することにした。

「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」では「改革の理念」として以下の点が示されている。

成熟した社会においては、国民が自らの生活を営むことが基本となるが、生活上の様々な問題が発生し、自らの努力だけでは自立した生活が維持できなくなる場合がある。／これからの社会福祉の目的は、従来のような限られた者の保護・救済にとどまらず、国民全体を対象として、このような問題が発生した場合に社会連帯の考え方に立った支援を行い、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるように自立を支援することにある。／社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え、助け合おうとする精神である。その意味で、社会福祉を作り上げ、支えていくのは全ての国民であるということができる。

〔中央社会福祉審議会 社会福祉構造改革分科会 1998〕

こうした理念の下、「サービス利用者」と提供者の「対等な関係」の確立、「地域での総合的な支援」、「多様なサービス提供主体の参入」、「質と効率性の向上」、「透明性の確保」、「公平かつ公正な負担」、「福祉の文化の創造」といった改革の方向が示されている。こうした「改革」の方向づけについては、個人責任の範囲や市場原理導入の是非など、多くの問題点をもっていると言われる。ただ、理念に限って、しかも、それを顔面通り受け取れば、上で述べられているのは、個人のリスク回避としての社会福祉と社会福祉を支えるための社会連帯の重要性である。この限りでは、ロールズの格差原理正当化⁽¹⁾公的福祉正当化の議論とそんなに違ふところはないように見える。

しかし、そう簡単に結論づけることはできない。理念で言われている「他人を思いやり、お互いを支え、助け合おうとする精神」は、その限りで、まっとうな社会連帯の精神を述べている。その意味では福祉国家の下で進んだ「新たな不透明さ」への対抗とも読める。しかし、この理念を一九七〇年代から始まった「福祉見直し」論との関係でみてみるならば、その問題性が露呈する。たとえばかつて「福祉見直し」論を提起した経済審議会の答申では「個人の自助努力と家庭や近隣・地域社会等の連帯を基礎としつつ、効率のよい政府が適正な公的福祉を重点的に保障する」という福祉のあり方が示されていた。いわゆる「日本型福祉社会」論である。このような福祉「改革」の流れの中に先の理念を位置づけるならば、社会連帯の基礎として、家庭、近隣、地域といった日本の共同性がおかれていることが推測される。つまり、公的福祉を支える理念が、市場原理⁽²⁾個人責任⁽¹⁾プラス日本的共同性を基礎とした「社会連帯」なのである。家族をはじめとしたある種の共同性をともなった点で、日本の福祉国家はユニークなタイプであることが実証的には明らかになってきている。しかし、それは明らかにジェンダーバイアスを伴った古い人格関係を引きずった共同性でもある。したがって、「他人を思いやり、お互いを支え、助け合おうとする精神」もそうした日本の共同性にたやすく回収されてしまふ危険性をもっている。つまり、「新たな不透明さ」ではなく、古い「透明さ」の中での歪な関係が拡大再生産される危険性をともなっているのである。

こうした公的福祉の理念に比較すると、ロールズの議論は明らかに位相を異にする。本論で見たきたように、ロールズは

格差原理の正当化の視点を徹底して個人においている。「私」が格差原理を受容することはできるのか、できるとしたらその根拠は何か、これがロールズの一貫した方法である。一方で「私」は自己の利得の最大化を目指す所有的個人主義者である。他方で、「私」は他者とともにこの社会で生を全うしようとしている。この「私」を起点にして格差是正を含む政策の倫理的根拠が問われていくのである。そして、その「私」は「より善く生きる」ことを絶えず目指しているのである。「私」あるいは「私の善き生」から公的福祉の根拠を問うこと、このような視点設定が今日の社会福祉改革には欠落している。もとより、審議会の文書にそのような倫理的視点を求めることはできない。しかし、公的福祉の改革が一つ一つ「私」の現在と将来の生に大きな影響を与えることを考えるならば、このような視点は、一人一人の人間にとって欠くことのできないものと言えよう。同時に、ロールズが福祉の前提に「ただ生きること」ではなく「より善く生きること」をおいたこと、そしてそれが互恵性の理念の下で相互に織りなされていく善き社会を、あくまでもリベラリズムの枠内で、構想しようとしたことも想起される必要がある。「私」と他者が共に生きる社会をどのように構想するのか、こうした社会のグランドデザインもまた今の「私たち」には欠落している。もちろん、こうした「善き社会」像は個人の「善き生」の内実と同様に論争的なものである。しかし、そうした論争の中からしか、「私」にとつての他者、「私」がストレンジャーを間接的にはあれ援助する根拠、公的福祉の倫理的根拠を明らかにしていくことはできないだろう。³⁾

ロールズの議論は「私」が公的福祉を支持するとかそこに参加するとかいった態度を形成する上で、その前提となる価値や理念を明晰にしていくものである。「他人を思いやり、お互いを支え、助け合おうとする精神」という「常識的倫理」もまた「私」の内省的均衡の中でテストされねばならない。そうした「私」の内省のみが、旧い日本の共同性に無自覚的に流されない拠点をつくるはずである。公的福祉がシステム化されている以上、そこに「不透明さ」がついてまわることは必然である。問題は、そうしたシステムをいかに「私」が他者とともに、批判しつつ「私たち」のシステムとして内実化するかにある。そうした内実化の方法ならびに他者の倫理感との論争の方法をロールズは「私」に示していると言えよう。おそらく、

そうした論争を通してのシステムの内実化がなければ、公的福祉についての新たなコンセンサスの形成はできないであろう。ロールズの格差原理の規範的内容やその正当化の方法は、確かに批判され乗りこえられるべき多くの問題点を含んでいる。しかし、ロールズの主張を全て受容するかどうかを別にしても、その方法や考え方の道筋は、なお、今日の「私」が学びうる多くの素材をもっているのである。

ロールズは、なお、「私」の前にいるのである。

- (1) 日本型福祉国家については、たとえば〔埋橋孝文 1997〕〔エズペン・アンデルセン 2000〕などを参照。
- (2) 日本における旧い共同性と個人を起点とした協同については〔伊藤恭彦 2000〕を参照。
- (3) アメリカ合衆国での公的福祉をめぐる論争については、たとえば〔Byrner 1998〕を参照。また、福祉や社会保障の前提としての「善き生」をヌสบaum (Martha Nussbaum) に依拠して展開した〔新田秀樹 2000〕の議論が興味深い。

引用文献

- 足立幸男 1997 「社会保障の理念とその現実化」〔季刊・社会保障研究〕Vol.38 No.3)
- Alejandro, R. 1998 *The Limits of Rawlsian Justice* (The Johns Hopkins U.P.)
- 有賀誠・伊藤恭彦・松井晁 2000 『ポスト・リベラリズム 社会的規範理論への招待』(ナカニシヤ出版)
- アリストテレス 1973 『ニコマコス倫理学』(『アリストテレス全集一三巻』岩波書店)
- Barr, N. 1987 *The Economics of the Welfare State* (Weidenfeld and Nicolson)
- 1992 Economic Theory and the Welfare State: A Survey and Interpretation, in *Journal of*

Economic Literature Vol. XXX

- Barry, B. 1990
Political Argument: A Reissue with a New Introduction (Harvester Wheatsheaf)
- Beitz, C. 1979
Political Theory and International Relations (Princeton U.P.)
- Braybrooke, D. 1987
Meeting Needs (Princeton U.P.)
- Ryner, G. 1998
Politics and Public Morality: The Great American Welfare Debate (W.W.Norton & Company)
- Buchanan, A. 1982
Marr and Justice: The Radical Critique of Liberalism (Rowman & Allanheld)
- Campbell, T. 1988
Justice (Macmillan Education)
- Cohen, G.A. 1995
Self-ownership, Freedom, and Equality (Cambridge U.P.)
- Copp, D. 1998
Equality, Justice and the Basic Needs, in G.Brock (ed.) *Necessary Goods: Our Responsibilities to Meet Others' Needs* (Rowman & Littlefield)
- Doyal, L. and Gough, I. 1991
A Theory of Human Need (Macmillan)
- Dworkin, R. 1981
What Is Equality? Part 1 & 2, in *Philosophy & Public Affairs* Vol.10
- Esping-Andersen, G. 1990
The Three Worlds of Welfare Capitalism (Polity Press)
- エスピン・アンデルセン 2000
『ポスト工業経済の社会的基礎 市場・福祉国家・家族の政治経済学』(渡辺雅男 渡辺貴子訳 桜井書店)
- Frankfurt, H. 1998
Necessity and Desire, in G.Brock (ed.) *Necessary Goods: Our Responsibilities to Meet Others' Needs* (Rowman & Littlefield)
- Goodin, R. 1988
Reasons for Welfare: The Political Theory of the Welfare State (Princeton U.P.)
- 1998
Valerabilities and Responsibilities: An Ethical Defense of the Welfare State, in G.Brock

(ed.) *Necessary Goods: Our Responsibilities to Meet Others' Needs* (Rowman & Littlefield)

Habermas, J. 1973
Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus (Suhrkamp Verlag)

ハーバーマス 1995
『新たな不透明性』(河上倫逸監訳 松籟社)

広井良典 1999
『日本の社会保障』(岩波新書)

Honig, B. 1993
Political Theory and the Displacement of Politics (Cornell U.P.)

イグナティエフ 1999
『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』(添谷育志 金田耕一訳 風行社)

飯島昇蔵 1990
「公正としての正義—ジョン・ロールズ」(藤原保信 千葉真編『政治思想の現在』早稲田大学出版部 所収)

伊藤恭彦 1988・1989
「ジョン・ロールズの正義の原理と制度論—協働・正義に適う制度そして福祉国家—(一)〜(三)」

『大阪市立大学法学雑誌』第三五卷二号、第三六卷一号、第三六卷二号)

伊藤恭彦 1992・1994
「欧米左翼によるロールズ『正義論』批判(上)〜(下)」(『静岡大学法経論集』第四〇卷三・四号、第四一巻三号、第四二巻二号)

「価値多元化社会における正義の正当化」(『静岡大学法政研究』第三卷三・四号)

1999
2000
「協同の死と変容 工業化段階の協同からポスト工業化段階の協同へ」(二二世紀生協理論研究会編『現代生協改革の展望 古い協同から新しい協同へ』大月書店 所収)

Jordan, B. 1987
Rethinking Welfare (Basil Blackwell)

金子勝・井上達夫 1999
「対談 市場・公共性・リベラリズム」(『思想』一九九九年一〇月号)

川本隆史 1993
「【解題】ロールズの変貌」(『みすず』三八五号)

1995

『現代倫理学の冒険——社会理論のネットワークへ——』（創文社）

菊池馨実 1996

「社会保障の権利」論——アメリカにおける議論を手がかりとして——（『北大法学論集』第四七巻第一号、第二号）

Kronman, A. 1981

Talent Pooling, in R. Pennock and J. Chapman (eds.) *Human Rights* (New York U.P.)

黒崎薫 1995

『現代日本の教育と能力主義 共通教育から新しい多様化へ』（岩波書店）

協同組合総合研究所 2000

『第四回生協組合員調査研究報告書』

Mapel, D. 1989

Social Justice Reconsidered: The Problem of Appropriate Precision in a Theory of Justice (University of Illinois Press) 翻訳『社会的正義論の再検討』（塚田広人訳 成文堂 一九九六年）

Martin, R. 1985

Rawls and Rights (University Press of Kansas)

松井暁 1995

『社会主義と規範理論』（『富山大学経済論集』第四〇巻第三号）

松井名津 2000

「功利主義——欲望に基づく規範理論として——」（有賀誠・伊藤恭彦・松井暁『ポスト・リベラリズム 社会的規範理論への招待』ナカニシヤ出版 所収）

Meade, J. E. 1964

Efficiency, Equality and the Ownership of Property (George Allen & Unwin)

1976

The Just Economy (George Allen & Unwin Ltd)

1993

Liberty, Equality and Efficiency (Macmillan)

Miller, D. 1976

Social Justice (Oxford U.P.)

水口憲人 1995

『大きな政府』の時代と行政』（法律文化社）

Mouffe, C. 1993

The Return of the Political (Verso) 翻訳『政治的なるもの』の再興』（千葉眞 土井美穂 田中智

- 彦 山田竜作訳 日本経済評論社 一九九八年)
 「社会保障の内容及び根拠——ヌスバウムを導きの糸としつつ——」(『名古屋大学法政論集』一八三号)
 新田秀樹 2000
 Nozick, R. 1974
Anarchy, State, and Utopia (Basic Books) 翻訳『アナキー・国家・ユートピア』(嶋津格訳
 木鐸社 一九八九年)
 O'Connor, J. 1973
The Fiscal Crisis of the State(St. Martin's Press)
 『自由・公正・市場 経済思想史論考』(創文社)
 大野祐男 1994
 『権利としてのデモクラシー 魅るロバート・ダール』(勁草書房)
 岡田壽治 2000
Marxism, Morality, and Social Justice (Princeton U.P.)
 Peffer, R. G. 1990
Puritanism and Democracy (Harper & Row)
 Perry, R. 1944
Political Philosophy and Social Welfare: Essays on the Normative Basis of Welfare
 Plant, R. Lesser, H.
Provision (Routledge & Kegan Paul)
 and Tylor-Goooby, P. 1980
Realizing Rawls (Cornell U.P.)
 Pogge, T. 1989
 1994
An Egalitarian Law of Peoples, in Philosophy & Public Affairs 23
Equal Justice (Oxford U.P.)
 Rakowski, E. 1991
What's Wrong with Liberalism? : A Radical Critique of Liberal Political Philosophy
 (Leicester U.P.)
 Ramsay, M. 1997
Distributive Justice: Some Addenda, in Natural Law Forum 13 翻訳「分配における正義——
 若干の補遺」(岩倉正博訳 田中成明監訳『公正としての正義』木鐸社 一九七九年所収)
 Rawls, J. 1968
 1971
A Theory of Justice (Harvard U.P.)

- 1975① The Independence of Moral Theory, in *Proceedings and Addresses of the American Philosophical Association* 48
- 1975② A Kantian Conception of Equality, in *The Cambridge Review* 96 翻訳「秩序ある社会」(藤原保信訳 岩波書店編集部編『現代世界の危機と未来への展望』岩波書店 一九八四年 所収)
- 1982 Social Unity and Primary Goods, in A.Sen and B.Williams (eds.) *Utilitarianism and Beyond* (Cambridge U.P.)
- 1985 Justice as Fairness: Political Not Metaphysical, in *Philosophy & Public Affairs* 14
- 1993 *Political Liberalism* (Columbia U.P.)
- 1999① *A Theory of Justice: Revised Edition* (Harvard U.P.)
- 1999② *Collected Papers* (Harvard U.P.)
- 1999③ *The Law of Peoples* (Harvard U.P.)
- Sandel, M. 1984 Introduction, in Sandel (ed.) *Liberalism and Its Critics* (New York U.P.)
- Scanlon 1975 Rawls' Theory of Justice, in N.Daniels (ed.) *Reading Rawls* (Stanford U.P.)
- Sen, A. 1987 Equality of What?, in S.M.McMurrin (ed.) *Liberty, Equality, and Law* (University of Utah Press) 翻訳「何の平等か。」(大庭健 川本隆史訳『合理的な愚か者経済学—倫理的探求』勁草書房 一九八九年 所収)
- 塩野谷祐一 1984 『価値理念の構造—効用対権利—』(東洋経済新報社)
- 1997 『社会保障と道徳原理』(『季刊・社会保障研究』Vol.32 No.4)
- 杉田敦 1999 「全体性・多元性・開放性—政治観念の変容と政治理論—」(日本政治学会編『年報政治学一九九九

二〇世紀の政治学』岩波書店 所収)

高増明・松井暁 1999 『アナリテイカル・マルキシズム』(ナカニシヤ出版)

Taylor-Gooby, P. 1991 *Social Change, Social Welfare and Social Science* (Harvester Wheatsheaf)

寺島俊穂 1998 『政治哲学の復権 アレントからロールズまで』(ミネルヴァ書房)

Thomson, G. 1987 *Needs* (Routledge & Kegan Paul)

中央社会福祉審議会・社会福祉構造改革分科会 1998

『社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)』

上田道明 1994・1995 『ダール多元主義理論における連続と変化(一)(二)』(『大阪市立大学法学雑誌』第四一卷第一号、第

二号)

埋橋孝文 1997 『現代福祉国家の国際比較—日本モデルの位置づけと展望』(日本評論社)

山森亮 2000① 『福祉国家の規範理論—アフアーマティブ・アクションと差異に敏感な社会政策—』(大山博 炭谷茂

武川正吾 平岡公一編著『福祉国家への視座 揺らぎから再構築へ』ミネルヴァ書房 所収)

2000② 『福祉理論—アマルティア・センの必要概念を中心に—』(有賀誠・伊藤恭彦・松井暁『ポスト・リベ

ラリズム 社会的規範理論への招待』ナカニシヤ出版 所収)